

○ 役員名簿(理事14名、監事2名)

(令和5年6月26日現在)

役職(定款定数)	氏名	出身団体・役職
理事 (10 ～ 15人)	会長	河原崎 友二 西部地区農協会長組合長会(遠州夢咲農業協同組合 代表理事組合長)
	副会長	松永 章宏 公益社団法人静岡県畜産協会(学識経験) 【常勤理事】
	常務理事	藤山 正彦 静岡県経済農業協同組合連合会(出向受入) 【常勤理事】
	理事	松本 早巳 静岡県農業協同組合中央会 専務理事
		加藤 敦啓 静岡県経済農業協同組合連合会 代表理事理事長
		八代 正幸 静岡県開拓農業協同組合連合会 代表理事会長
		鈴木 正三 中東部地区農協組合長会(富士伊豆農業協同組合 代表理事組合長)
		大原 正和 中東部地区農協組合長会(静岡市農業協同組合 代表理事組合長)
		伊藤 光男 浜名酪農協同組合 代表理事組合長
		笠井 幸治 公益社団法人静岡県獣医師会 副会長理事
		磯田 靖治 一般社団法人静岡県配合飼料基金協会 理事長
		吉田 典充 静岡県牛乳協会 会長
		野毛 裕紀子 東部地域家畜保健衛生推進協議会(富士宮市産業振興部農業政策課長)
木下 穰 西部地域家畜保健衛生推進協議会(浜松市産業部農業振興課長)		
監事(2人)	伊藤 佳徳 静岡県信用農業協同組合連合会 代表理事専務	
	丸山 富男 富士開拓農業協同組合 代表理事組合長(R4.8.12 就任)	

役員任期：令和4年度通常総会終了時(令和4年6月16日)から令和6年度通常総会の終結の時まで

出資法人の概要調書

名 称	公益社団法人静岡県畜産協会
代 表 者	会長 河原崎 友二
所 在 地	静岡県葵区相生町 14 番 26-3 号 電話番号 054-274-0210
設 立 年 月 日	昭和 49 年 4 月 1 日
県 の 所 管 課 名	静岡県経済産業部 農業局畜産振興課（畜産経営・技術班） 電話番号 054-221-2705
設 立 目 的	この法人は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、家畜の改良・育成、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、畜産環境保全、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、自衛防疫及び死亡獣畜の適正な処理、畜産物の品質向上及び健全なる畜産食品の生産並びに生乳の取引の公正化及び乳業の健全な発展を図り、もって畜産の振興及び食生活の向上に寄与することを目的とする。
主 要 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜産経営技術の改善、家畜自衛防疫の普及及び畜産物の情報の提供 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家畜自衛防疫の推進に関する事業 (2) 死亡獣畜の適正な処理に関する事業 (3) 畜産の経営及び家畜飼養管理技術の改善に関する事業 (4) 酪農ヘルパー支援・指導に関する事業 2 公共牧場の管理と後継牛の育成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家畜共同育成場管理事業 3 家畜及び畜産物の価格差補填事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 肉用子牛の補給金事業 (2) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業 (3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業 (4) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 4 その他目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本金	515,410 千円
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県 195,000 千円 (37.8%) その他 320,410 千円 (62.2%)
役員の名・氏名	会長 河原崎友二、副会長 松永章宏、常務理事 藤山正彦、理事 八代正幸、鈴木正三、伊藤光男、加藤敦啓、笠井幸治、松本早已、大原正和、吉田典充、野毛裕紀子、木下謙、磯田靖治、 監事 丸山富男、伊藤佳徳
摘 要	

公益社団法人静岡県畜産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の健全化等に資する事業の実施を通して、家畜衛生の向上及び安全な畜産物の生産の向上に貢献し、もって国民に対し安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 畜産経営及び技術の改善を支援する事業

イ 畜産の経営及び家畜の飼養管理技術の改善指導に関する事業

ロ 家畜伝染病の予防及び家畜自衛防疫の推進に関する事業

ハ 死亡獣畜の適正処理に関する事業

ニ 畜産環境保全の指導に関する事業

ホ 酪農ヘルパー支援・指導に関する事業

(2) 家畜共同育成場の管理及び牛の預託育成に関する事業

(3) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく生産者補給金の交付に関する事業

(4) 畜産経営の安定のための家畜・畜産物の補てん金の交付に関する事業

(5) 家畜・畜産物の生産、流通及び消費に関する調査及び研究に関する事業

(6) 一般消費者等への畜産と畜産物に関する各種情報の提供及び知識の普及啓発に関する事業

(7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人

(2) 賛助会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人
(会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会が別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により正会員又は賛助会員の入会に係る理事会の承認を受けたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知しなければならない。

(出資金、拠出金及び寄託金)

第7条 出資金、拠出金及び寄託金については、理事会において別に定める規程により、引受口数に応ずる金額を払い込まなければならない。

(経費の負担)

第8条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、協会の事業に関し協会と密接な協力関係にある団体で理事会が特に必要と認めるものについては、会費の納入を要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、出資金及び拠出金は返還しない。ただし、寄託金については、返戻するものとする。

第4章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月末までに 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第 20 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 2 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事がその職務を執行するために要する費用の支払いは、別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(責任免除)

第 29 条 協会は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任については、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から選出する。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第 37 条 協会の資産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

第 38 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の書類を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更をする場合は、この限りでない。

3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （剰余金の分配の禁止）

第41条 協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第44条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第45条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第46条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第48条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長は、森田繁男とする。
- 4 平成29年5月29日一部改正。

公益社団法人静岡県畜産協会 会員名簿

令和5年3月31日現在

	会員名	担当部署	〒	住 所		会員名	担当部署	〒	住 所
1	静岡県		420-8601	静岡市葵区追手町9-6	39	東部家畜保健衛生推進協議会		419-0114	田方郡函南町仁田101
2	沼津市	農林農地課	410-8601	沼津市御幸町16-1	40	富土地域家畜保健衛生推進協議会		419-0114	田方郡函南町仁田101
3	御殿場市	農政課	412-8601	御殿場市萩原483	41	中部家畜保健衛生推進協議会		427-0007	島田市野田1120-1
4	裾野市	農林振興課	410-1192	裾野市佐野1059	42	西部家畜保健衛生推進協議会		431-3111	浜松市東区中郡町392
5	清水町	産業観光課	411-8650	駿東郡清水町堂庭210-1	43	静岡県農業協同組合中央会		422-8619	静岡市駿河区曲金3丁目8-1
6	長泉町	産業振興課	411-8668	駿東郡長泉町中土狩828	44	静岡県経済農業協同組合連合会		422-8620	静岡市駿河区曲金3丁目8-1
7	小山町	農林課	410-1395	駿東郡小山町藤曲57-2	45	静岡県信用農業協同組合連合会		422-8621	静岡市駿河区曲金3丁目8-1
8	三島市	農政課	411-8666	三島市北田町4-47	46	静岡県開拓農業協同組合連合会		420-0859	静岡市葵区栄町4
9	熱海市	観光経済課	413-8550	熱海市中央町1-1	47	静岡県農業共済組合		420-0839	静岡市葵区鷹匠2丁目15-13
10	伊東市	産業課	414-8555	伊東市大原2丁目1-1	48	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部		422-8622	静岡市駿河区曲金3丁目8-1
11	伊豆市	農林水産課	410-2413	伊豆市小立野24-1	49	(公社)静岡県獣医師会		420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3
12	伊豆の国市	農林課(あやめ会館)	410-2292	伊豆の国市長岡346-1	50	静岡県家畜商業協同組合		418-0103	富士宮市上井出3306
13	函南町	産業振興課	419-0192	田方郡函南町平井717-13	51	(一社)静岡県配合飼料安定基金協会		420-0859	静岡市葵区栄町4-8
14	下田市	産業振興課	415-8501	下田市東本郷1丁目5-18	52	静岡県ホルスタイン協会		420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3
15	河津町	産業振興課	413-0595	賀茂郡河津町田中212-2	53	静岡県農業信用基金協会		422-8691	静岡市駿河区南町14-25
16	東伊豆町	観光産業課	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3354	54	静岡県養鶏協会		420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3
17	南伊豆町	地域整備課	415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	55	静岡県養蜂協会		420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3
18	松崎町	産業建設課	410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1	56	静岡県養豚協会		420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3
19	西伊豆町	産業建設課	410-3514	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	57	富士伊豆農業協同組合		410-0822	沼津市下香貫字上障子415-1
20	富士市	農政課	417-8601	富士市永田町1丁目100	58	函南東部農業協同組合		419-0105	田方郡函南町丹那367-4
21	富士宮市	農業政策課	418-8601	富士宮市弓沢町150	59	富士開拓農業協同組合		418-0103	富士宮市上井出2233
22	静岡市	農業政策課(清水庁舎)	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	60	清水農業協同組合		424-0192	静岡市清水区庵原町1
23	焼津市	農政課	425-8502	焼津市本町2丁目16-32	61	静岡市農業協同組合		422-8506	静岡市駿河区曲金5丁目4-70
24	藤枝市	農林課	426-8722	藤枝市岡出山1丁目11-1	62	大井川農業協同組合		426-8661	藤枝市緑の丘1-1
25	島田市	農業振興課	427-8501	島田市中央町1-1	63	ハイナン農業協同組合		421-0422	牧之原市静波73-5
26	川根本町	農林課	428-0313	榛原郡川根本町上長尾627	64	掛川市農業協同組合		436-0008	掛川市千羽100-1
27	吉田町	産業課	421-0395	榛原郡吉田町住吉87	65	遠州夢咲農業協同組合		437-1593	菊川市下平川6265
28	牧之原市	農林水産課(相良庁舎)	421-0495	牧之原市静波447-1	66	遠州中央農業協同組合		438-0086	磐田市見付3599-1
29	掛川市	農林課	436-8650	掛川市長谷1丁目1-1	67	とびあ浜松農業協同組合		431-3193	浜松市東区有玉南町1975
30	袋井市	農政課	437-8666	袋井市新屋1丁目1-1	68	三ヶ日町農業協同組合		431-1497	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日885
31	磐田市	農林水産課	438-8650	磐田市国府台3-1	69	浜名酪農業協同組合		431-3111	浜松市東区中郡町385
32	御前崎市	農林水産課	437-1692	御前崎市池新田5585	70	いなさ酪農業協同組合		431-1303	浜松市北区細江町三和744-1
33	菊川市	農林課	439-8650	菊川市堀之内61	71	三方原開拓農業協同組合		433-8103	静岡県浜松市北区豊岡町411-11
34	森町	産業課	437-0293	周智郡森町森2101-1	72	株式会社日清煉乳		419-0125	田方郡函南町肥田483-1
35	浜松市	農業振興課	430-8652	浜松市中区元城町103-2	73	大木乳業株式会社		410-3302	伊豆市土肥939
36	湖西市	産業振興課	431-0492	湖西市吉美3268	74	朝霧乳業株式会社		418-0101	富士宮市根原449-1
37	静岡県市長会		422-8067	静岡市駿河区南町14-25	75	フクロイ乳業株式会社		437-0043	袋井市新池845-4
38	静岡県町村会		422-8067	静岡市駿河区南町14-25	76	社会福祉法人デンマーク牧場福祉会		437-1311	袋井市山崎5902-167
					77	大林牛乳		431-3314	浜松市天竜区二俣町二俣2050

令和4年度事業報告書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

I 協会の構成状況

1	設立年月日	昭和49年4月1日	
2	公益法人移行日	平成24年4月1日	
3	会員数	77会員	
4	役員数	理事 14名	監事 2名
5	役員数	20名	
	(常勤)	(内訳)	副会長 1名
			常務理事兼総務課長 1名
			事務局長兼畜産経営指導課長 1名
			価格安定課長 1名
			主事 1名
			事務局 6名
			家畜共同育成場 9名

II 会 議

1 総 会

令和4年6月16日 第64回通常総会

議 事

- (1) 令和3年度事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について
- (2) 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
- (3) 常勤理事の報酬額の設定について

令和4年8月12日 臨時総会(書面決議)

議 事

- (1) 監事の補欠選任について

2 理事会

令和4年5月24日 第1回理事会

議 事

- (1) 令和3年度事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について
- (2) 任期満了に伴う理事及び監事の選定について

- (3) 第64回通常総会の開催について
- (4) 第64回通常総会に付議する事項について
- (5) 公益社団法人静岡県畜産協会資産の管理及び区分経理に関する規程の一部改正について
- (6) 公益社団法人静岡県畜産協会肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程の一部改正及び事務再委託先の追加について
- (7) 肉用牛肥育経営安定交付金制度第1業務対象年間終了による無事戻しに伴う公益社団法人静岡県畜産協会肉用牛肥育経営安定交付金制度業務方法書の一部改正について

報告事項

- (1) 会長、副会長及び常務理事の職務執行状況報告について

令和4年6月16日 第1回臨時理事会

議 事

- (1) 代表理事(会長)の選定について
- (2) 副会長及び常務理事の選定について

令和4年7月22日 第2回理事会(書面決議)

議 事

- (1) 令和4年度臨時総会決議の省略についての決定について
- (2) 令和4年度臨時総会に付議する事項について

令和4年12月8日 第3回理事会

議 事

- (1) 酪農ヘルパー円滑化対策事業基金資産残額の処理方法について

報告事項

- (1) 会長、副会長及び常務理事の職務執行状況報告について
(令和4年度上半期事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について)
- (2) 各種畜産共進会の結果について
- (3) 静岡県養蜂協会事務の受託について

令和5年3月24日 第4回理事会

議 事

- (1) 令和5年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて
- (2) 令和5年度会員費の賦課及び納入方法について
- (3) 常勤理事の報酬額の設定について
- (4) 代表理事の利益相反取引の承認について
- (5) 令和5年度公募補助事業の応募について
- (6) 令和5年度肉用子牛生産者補給金制度に係る借入金最高限度額について
- (7) 令和5年度価格安定事業に係る制度運営負担金について
- (8) 公益社団法人静岡県畜産協会旅費規程及び内規の一部改正について

- (9) 公益社団法人静岡県畜産協会家畜共同育成事業に係る育成家畜の損失補償に関する要領の一部改正について

報告事項

- (1) 天城家畜共同育成場の預託料について

3 監査会

令和4年5月11日 令和3年度事業実績及び収支決算について

Ⅲ 会員数について

令和4年度における会員数は、県東部地域の8農業協同組合の合併により7会員が減少した。

	令和3年度	増 減	令和4年度末
会 員 数	84	△7	77

I 令和4年度事業実績

公1 畜産経営技術の改善、家畜自衛防疫の普及及び畜産物の情報の提供

1 家畜自衛防疫の推進に関する事業

(1) 自衛防疫推進事業 (協会単独事業)

① 自衛防疫推進運営委員会

家畜自衛防疫事業の円滑な推進を図るため、指定獣医師、県、市町、農業団体等関係者による自衛防疫運営委員会及び調整会議を開催し、家畜自衛防疫の円滑な推進を図った。

- ・自衛防疫推進運営委員会等の開催 2回(令和4年8月、令和5年3月)(計画2回)

(2) 家畜防疫互助基金支援事業 ((公社)中央畜産会 受託事業)

① 家畜防疫互助等推進

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)は伝播力が極めて強く、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼすことから、これらの疾病が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開に必要な経費を相互に支援する仕組みに国((独)農畜産業振興機構)が補助する。

協会は、この事業の実施主体で生産者基金の管理者である公益社団法人中央畜産会からの委託を受け、制度の普及・啓発、新規契約の受付及び契約者状況確認等を行った。

なお、前業務対象期間の養豚契約者の基金残額が確定していないため、返戻時期が未定となっており、基金管理者からの連絡待ちの状態。

- ・家畜防疫互助事業の実施期間 令和3年度～令和5年度

- ・契約対象畜種 牛と豚(鶏は、別の団体扱い)

- ・加入契約農家数 牛飼養農家 237戸(前業対末248戸・前業対比95.5%)

- ・R4.2.1畜産統計戸数285戸、対比83.2%)

- 豚飼養農家 44戸(前業対末48戸・前業対比91.6%)

- ・R4.2.1畜産統計戸数80戸、対比55.0%)

② 家畜防疫互助基金の交付

国が指定した互助対象疾病が発生した場合、家畜防疫互助金交付契約を締結した生産者等に対して、経営支援互助金を交付し、経営の再開を支援する。

- ・令和4年度 本県では互助対象疾病の発生なく、交付実績なし

(3) 家畜生産農場衛生対策事業 (農林水産省 補助事業)

牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及び牛伝染性下痢の清浄化対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取り組み、アカバネ病の流行防止対策など、家畜生産における疾病対策を支援した。

① 牛のヨーネ病対策

牛のヨーネ病の蔓延防止及び早期清浄化を推進するため、研修会を開催して普及啓発を図るとともに、県が行うヨーネ病抗体検査で陽性と診断された牛を飼養者が自主的にとう汰を行う場合、その経費の一部を補助した。

- ・自主とう汰 0農場・0頭 対象疾病による申請が無かったため、実績なし
(計画 1農場1頭)

② 牛伝染性リンパ腫(EBL)対策

EBL の感染拡大を防止するため、発生農場等での重点的な検査や共同放牧場での検査及び吸血昆虫の駆除対策等を推進した。

- ・高リスク牛のとう汰 0農場・0頭 対象疾病による申請が無かったため、実績なし
(計画 1農場1頭)

③ 牛ウイルス性下痢 (BVD) 対策

BVD 発生農場等における BVD の検査、持続感染牛(PI 牛)の現地評価調査、自主とう汰及びワクチン接種を実施した。

- ・PI 牛の自主とう汰申請 1農場1頭 (計画 5頭)

④ 農場飼養衛生管理強化対策

生産者による飼養衛生管理の向上のための取り組みを推進・支援するための指導推進計画の作成、指導チェック表の作成、指導獣医師の認定、認定獣医師による農場指導に対し、その指導費への補助を行った。

- ・農場指導獣医師の認定：2名 (計画 2名)
- ・指導対象農家計画戸数：牛 24 戸 (計画 15 戸)
- ・指導経費の補助：1農場年 2 回巡回指導、1 回当たり 3,000 円以内

⑤ 疾病流行防止支援対策

生産性に影響を及ぼす特定の疾病の中で、野外での浸潤状況から清浄化が必要な伝染病について、予防接種の実施を啓発するとともに、効果的なワクチン接種により疾病の流行を防止した。

畜種	予防注射の種類	実施状況	計画頭数
牛	アカバネ病予防注射	230 頭	400 頭
	異常産 3 種 (アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス) 混合不活化予防注射	100 頭	600 頭

(4) 牛疾病検査円滑化推進対策事業 (農林水産省 補助事業)

農場で死亡した牛の円滑かつ適正な処理と BSE の清浄性を維持することを目的に、96 ヶ月齢以上の死亡牛の BSE 検査のために検査場所へ輸送する経費等を補助した。

① 死亡牛検査処理安定化対策

- ・対象農家戸数 74 戸 (計画 150 戸)
- ・死亡牛発生頭数 107 頭 (計画 150 頭)

(5) 予防接種推進事業 (協会単独事業)

家畜の伝染性疾病の発生を未然に防止するため、特に畜産経営上、重要な次の伝染病について予防注射を実施した。

畜種	予防注射の種類	実施状況	計画頭数
牛	イバラキ病予防注射	19 頭	100 頭
	流行熱・イバラキ病混合不活化予防注射	82 頭	150 頭
	牛 RS ウイルス感染症予防注射	223 頭	50 頭
	伝染性鼻気管炎 2 種混合 (伝染性鼻気管炎、パラインフルエンザ) 鼻腔内投与薬	30 頭	100 頭
	伝染性鼻気管炎 3 種混合 (伝染性鼻気管炎、パラインフルエンザ、RS ウイルス感染症) 鼻腔内投与薬	843 頭	500 頭
	伝染性鼻気管炎 5 種混合 (伝染性鼻気管炎、ウイルス性下痢-粘膜病、パラインフルエンザ、RS ウイルス感染症、アデノウイルス感染症) 予防注射	1,813 頭	2,400 頭
	下痢 5 種混合 (ロタウイルス病、コロナウイルス病、牛の大腸菌症) 予防注射	994 頭	1,300 頭
	伝染性鼻気管炎 6 種混合 (伝染性鼻気管炎、ウイルス性下痢-粘膜病 2 価、パラインフルエンザ、RS ウイルス感染症、アデノウイルス感染症) 予防注射	1,392 頭	1,500 頭
	呼吸器病症候群 3 種混合 (ヘモフィルス・ソムナス感染症、パスツレラ・ムルトシダ感染症、マンヘミア・ヘモリチカ感染症) 予防注射	990 頭	1,000 頭
	牛乳房炎予防注射	4,346 頭	4,500 頭
豚	日本脳炎 (不活化) 予防注射	100 頭	150 頭
	日本脳炎・パルボ感染症混合 (生) 予防注射	110 頭	150 頭
	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合 (生) 予防注射	0 頭	100 頭

(6) 家畜防疫・衛生指導対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

① 地域自衛防疫体制強化推進対策

生産者等が行う初動防疫の有効な方策、地域特定疾病対策の啓発・普及等地域自衛防疫強化推進のための検討を行った。

- ・検討会の開催 2回 (令和4年8月、令和5年3月) (計画2回/年)

② 地域自衛防疫推進対策

生産者が参加した初動防疫演習を実施し、初動防疫活動が有効に機能する地域自衛防疫体制整備を推進した。

- ・防疫演習の開催 実績 5地区5回 (計画3地区3か所)

③ 地域疾病対策 (慢性感染症清浄化支援対策)

家畜保健衛生所の指導を得て、EBL (牛伝染性リンパ腫) の清浄化のための衛生管理対策を実施した。

- ・衛生管理対策実施農場 6農場 (継続5・新規1) (計画5農場・継続5農場)
- ・EBL抗体検査の実施 6農場 各2回 (計画5農場 各2回)
- ・EBL感染牛のとう汰更新 申請5農場16頭 (計画5農場20頭)

④ 地域農場 HACCP 認証支援対策

地域での幅広い農場 HACCP への取り組みを普及するための指導體制を整備し、農場 HACCP 構築に取り組むとともに、既認証農場に対して内部検証及び継続的な改善の実施などの取り組みを図った。

- ・普及推進協議会の開催 2回 (令和4年8月、令和5年3月) (計画2回/年)
- ・地域取組促進活動 2回 (計画2回/年)
- ・構築指導意見交換 1回 (令和4年4月) (計画1回/年)
- ・構築支援農場 0農場 (計画1農場)
- ・認証フォローアップ農場 2農場 (計画3農場)

(7) 馬飼養衛生管理特別対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

馬の生産、流通の国際化等の進展によりウエストナイルウイルス感染症、馬インフルエンザ等の侵入、流行の危険性も大きいことから、馬飼養衛生管理に関する検討会を行い、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を進め、今後の馬産振興を図った。

- ・地域馬飼養衛生管理体制整備委員会 2回 (令和4年8月、令和5年3月) (計画2回/年)
- ・地域馬獣医療実態調査戸数 40戸 (計画40戸)

(8) 野生獣衛生推進体制促進事業 (家畜衛生対策推進協議会 助成事業)

(事務局：(公社) 中央畜産会)

野生獣（シカ）の衛生実態を把握し、家畜への伝染病の侵入防止対策の促進を図った。

- ・地域衛生技術連絡協議会の開催計画 4回

(令和4年8月、11月、令和5年2月、3月) (計画1回/年)

- ・野生獣（シカ）の衛生実態調査

調査期間 令和5年1月～令和5年3月

調査頭数 シカ 32頭 (計画シカ 30頭)

調査内容 危害要因検査 5疾病を予定 (BVD、牛RS、IBR、サルモネラ、O-157)

(9) 乳質改善指導事業 (協会単独事業)

県内産生乳の品質向上のため、牛乳房炎予防注射の普及啓発等、乳質改善指導を行うとともに関係機関との連携を密にし研修会等を開催するほか、牛群データを活用した乳質改善に取り組む団体を支援した。

交付実績なし

2 死亡獣畜の適正な処理に関する事業

畜産農家等から発生する死亡獣畜の適正かつ円滑な処理体制を確立するために県、市町及び生産者団体からの出資金等により設けられた「死亡獣畜処理基盤強化基金(3億円)」を運用管理し、その運用益と生産者等から徴収した死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金を原資に、協会が死亡獣畜冷却運搬車4台を導入、維持管理を行うとともに、車両の運行を産業廃棄物処理運搬業者に委託し、県内で発生する死亡獣畜の適正な処理を行った。

なお、老朽化の進んだ死亡獣畜冷却運搬車のうち、特に傷みの激しかった2台については、令和4年2月に1台、同年3月に1台の更新が完了し、4月から稼働している。

(1) 死亡獣畜処理基盤強化基金の運用状況

- ・死亡獣畜処理基盤強化基金運用益額 616,589円(前年度運用益額 1,344,144円)

※運用状況の詳細は、別紙のとおり

(2) 死亡獣畜処理運営委員会の開催

基金の運用及び処理について協議した。

- ・運営委員会の開催 令和5年3月 1回 (計画1回/年)

(3) 死亡獣畜冷却運搬車の委託運行

産業廃棄物処理運搬業者に死亡獣畜冷却運搬車による死亡牛等の適正な運搬処理を委託・実施した。

- ・東部・中部地区の死亡獣畜の処理 金森運送(有) 富士宮市 2台
- ・西部地区の死亡獣畜の処理 (有)村松畜産 浜松市 2台

(4) 運搬実績及び死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金の請求状況(令和4年度)

※負担金徴収予定額(当初予算額):8,569,000円

区分	単価	数量	金額
牛 12ヶ月齢以上	6,000円	761頭	4,566,000円
牛 12ヶ月齢未満	5,000円	564頭	2,820,000円
豚 トレイ運搬	6,000円	29トレイ	174,000円
豚 個体運搬	5,000円	102頭	510,000円
馬 個体運搬	10,000円	28頭	280,000円
羊等 個体運搬	5,000円	6頭	30,000円
鶏 100羽未満	5,000円	2回	10,000円
合計			8,390,000円

(畜種内訳:乳牛681頭、肉牛644頭、豚3,425頭、馬28頭、山羊6頭、鶏242羽)

【別紙】

令和4年度 死亡獣畜処理基盤強化基金の運用状況

金融機関	種別	令和4年度末 預託金額 (額面額) [円]	預託期間	年利率	年間運用益 合計金額 [円]
R4.4 途中解約 (1,800万)	静岡銀行 定期預金(*1)	0 (0)	令和4年3月23日 ～ 令和4年4月20日	0.001%	13
野村証券 静岡支店	静岡県平成25年度 第5回公募公債	12,000,000 (12,000,000)	令和4年3月23日 ～ 令和5年7月25日	0.926%	111,120
野村証券 静岡支店	静岡県平成25年度 第10回公募公債	6,000,000 (6,000,000)	令和4年3月23日 ～ 令和6年3月26日	0.669%	40,140
野村証券 静岡支店	静岡県平成30年度 第6回公募公債	3,500,000 (3,500,000)	令和4年3月23日 ～ 令和10年6月20日	0.175%	6,125
野村証券 静岡支店	第207回共同発行 市場公募地方債	100,000,000 (100,000,000)	令和2年6月25日 ～ 令和12年6月25日	0.150%	150,000
野村証券 静岡支店	第217回共同発行 市場公募地方債	100,000,000 (100,000,000)	令和3年4月23日 ～ 令和13年4月25日	0.199%	199,000
野村証券 静岡支店	北九州市令和3年度 第2回公募公債	20,000,000 (20,000,000)	令和3年12月24日 ～ 令和13年12月24日	0.125%	25,000
野村証券 静岡支店	三重県令和3年度 第1回公募公債	40,000,000 (40,000,000)	令和3年12月24日 ～ 令和13年12月27日	0.125%	49,725
野村証券 静岡支店	第478回大阪府公募 公債10年債(*2)	17,893,620 (18,000,000)	令和4年4月20日 ～ 令和14年3月30日	0.209%	35,456
静岡銀行 県庁支店	定期預金	500,000 (500,000)	令和5年3月23日 ～ 令和6年3月23日	0.002%	10
静岡銀行 県庁支店	定期預金(*3)	106,380 (106,380)	令和4年4月20日 ～ 令和5年4月20日	0.002%	0
合計		300,000,000 (300,106,380)			616,589

(*1) 大阪府債〔額面1,800万〕を購入するため、令和4年4月20日に定期預金を解約した。

(*2) 既発債を購入。額面1,800万円（取得価額17,893,620円 / @99.409）

(*3) 額面と取得価額との差額¥106,380円については債券満期日まで静岡銀行県庁支店で定期預金の1年元金継続で運用をした。

3 畜産の経営及び家畜飼養管理技術の改善に関する事業

(1) 畜産振興補助事業 (静岡県及び地方競馬全国協会 公募補助事業)

静岡県及び地方競馬全国協会の公募補助事業の補助を受け、畜産コンサルタント等の指導員を配置し、協会が実施する畜産経営の支援体制の強化、畜産フェア等の県産畜産物のPR、農場 HACCP の推進及び馬事普及啓発等の活動を行うための推進体制を強化した。

(2) ふじのくに畜産フェア開催事業 (静岡県 補助事業)

県内の優良家畜を一堂に集め、家畜の改良水準を広く示し、改良増殖の推進と飼養管理技術の向上に資すると共に、広く消費者への理解と畜産物の消費拡大を図るため、「ふじのくに畜産フェア」として、第 62 回農林水産祭参加 第 96 回静岡県畜産共進会を開催した。

乳牛の部 令和 4 年 11 月 10 日 (木) 静岡県経済連三島常設家畜市場

肉牛の部 令和 4 年 12 月 3 日 (土) 浜松市食肉地方卸売市場

種豚の部 休止 (豚伝染性下痢の県内流行等により平成 26 年度以降休止中)

消費者集合イベント(肉牛の部と併催) (新型コロナのため休止)

(3) 畜産経営技術指導事業 (静岡県 受託事業)

静岡県が策定した新ビジョン(総合計画)、各種畜産振興計画及び家畜改良増殖目標の達成のため、認定農業者、ビジネス経営体、農場 HACCP 認証又は JGAP 認証(家畜・畜産物)を取得する経営体並びに地域の畜産クラスター協議会に対し支援が求められている。

本協会では、畜産関係団体等と連携を密に、畜産経営体が必要な経営・技術等の支援を行い畜産経営の向上を図るとともに、併せて県内畜産物の消費拡大のために県民に対して県産畜産物の情報を広く提供した。

① 支援指導体制の確立

ア 畜産経営体支援指導会議

経営体支援に基づく、指導指針の構築と経営技術改善等のための検討会を開催した。

イ 専門家支援チーム設置

畜産経営技術等の専門家と協会が一体となり、畜産経営技術等の分析を行い、助言指導を行うための専門家支援チームを設置した。

ウ 指導用機器の整備

畜産関係データベースとインターネットによる幅広い利活用とデータの収集に努めた。

② 畜産経営技術の総合支援指導

ア 個別経営体指導

総合的な経営技術分析と改善のための指導や、新規就農者・後継者等の担い手育成のための指導及び、特定の経営技術・新技術等導入のための指導を行った。

イ グループ型支援指導

畜産クラスター協議会を含めた地域の生産団体の指導を始めとして、地域活動等の支援指導を行い、生産者の要望に応えた畜産経営者を対象にセミナーを開催した。

③ 情報等提供体制整備

ア ホームページによる情報の収集と提供を図った。

イ コンサルタントの資質向上と情報の提供を行った。

(4) 畜産特別資金等推進指導事業 ((公社) 中央畜産会 補助事業)

畜産経営が抱える営農負債を長期の低利資金に借り換えることにより経営再建を図るべく、経営計画の作成と継続的な見直しを要件に畜産特別資金の融資を受けた借受者に対して、関係機関が一体的に経営改善計画の樹立を図り、具体的な実行を推進し指導した。

なお、令和4年度末時点で本県に資金借受者はいない。

(5) 肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)

((独) 農畜産業振興機構 公募補助事業)

肉用牛経営の安定のため、①地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付業務を行った。②肉用牛ヘルパー利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、適正運営また、肉用牛ヘルパー要員の確保、出役調整、研修会の開催等の補助を実施した。

ア 中核的担い手育成増頭推進

イ 肉用牛ヘルパー推進

ウ 肉用牛振興推進指導

(6) 畜産近代化リース調査等指導事業 ((公財) 畜産近代化リース協会 受託事業)

畜産近代化リース協会からリースされた機械器具等の効率的な利用を図るため、農協の協力を得て利用の実態を調査するとともに、貸付に関する需要調査・情報提供を実施した。

(7) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業) に係る事業推進委託業務

((公社) 中央畜産会 受託事業)

標記事業の円滑な実施を図るために必要となる静岡県内における事業推進、参加要望書及び事業参加申請書の取りまとめ、静岡県との協議に係る窓口業務、事業執行に係る連絡・調整、導入機械に対する調査業務を実施した。

**(8) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（全国推進事業）のうち畜産クラスターに係る
全国実態調査委託事業** **((公社) 中央畜産会 受託事業)**

畜産クラスターに係る取り組みを全国で推進するために必要な情報として、全国の先進的な経営体（酪農経営2戸）等を対象に経営内容に係る調査・取りまとめを中央畜産会が開発した「個別経営諸表作成システム」に基づいて実施し、報告した。

(9) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））
((一社) 全国肉用牛振興基金協会 受託事業)

生産者が畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付するため、事業推進に係る県内窓口業務を行った。繁殖雌牛飼養規模及び育種価成績に応じ、24.6万円/頭又は17.5万円/頭の増頭奨励金を交付した。

(10) 持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）
((公社) 中央畜産会 受託事業)

平成30年度まで実施された酪農経営体生産性向上緊急対策事業（通称：楽酪事業）が、令和元年度から畜産経営体生産性向上対策事業（通称：畜産ICT事業）となり、酪農経営のみならず肉用牛経営も対象となり、後述の酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（通称：楽酪GO事業）と並行することで、機械導入のみならず機械導入と一体的に施設の補改修を行うことが可能となったため、普及推進活動を行った。

(11) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業（楽酪GO事業）
((公社) 中央畜産会 受託事業)

搾乳や飼料給餌作業等の周年拘束性が高く労働負担の大きい酪農家の働き方改革の実現に向けて、上記の畜産ICT事業と連携して、労働省力化機械装置の導入や機械導入と一体的な施設の整備に係る普及推進活動を行った。

(12) 生産技術情報提供事業（生産技術指導情報の収集業務）
((公社) 中央畜産会 受託事業)

家畜生産性（肥育牛出荷成績、事故率等）に係るデータ収集と生産性向上のためのデータ分析、技術指導の取組みを実施した。調査対象は肉用牛肥育経営（黒毛和種）1件とし、中央畜産会へ提出した。

(13) 地域畜産支援指導等体制強化事業 **((公社) 中央畜産会 受託事業)**

各地域において点の存在となってしまった畜産生産者のネットワークを構築することにより、新たな仲間づくりを推進するとともに、畜産関係者からの各種相談に対応できる人材を育成し、協会内に指導相談窓口を設置した。

(14) 普及広報活動（協会単独事業）

畜産経営技術指導・調査事業等に係る資料の作成・配付や中央畜産会等の優良図書の斡旋、紹介、提供を行い普及広報に努めた。

- ・ 畜産コンサルタント誌（中央畜産会）
- ・ 畜産会経営情報（中央畜産会）
- ・ 畜特資金指導情報（中央畜産会）

4 酪農ヘルパー支援・指導に関する事業

(1) 酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）

（（独）農畜産業振興機構 公募補助事業）

(2) ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業（静岡県 補助事業）

毎日の搾乳・飼養管理労働など周年拘束性が強い酪農経営において、酪農ヘルパーの利用促進によるゆとりある酪農経営の実現と担い手を確保し、家族酪農経営の安定的継続に資するため、機構及び県からの補助により次の事業を行った。

事業メニュー	取組内容	補助率
酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパー要員の募集活動 インターンシップの実施 <p style="text-align: right;">実績なし</p>	機構：定額
酪農ヘルパー傷病時等利用互助会による負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 傷病時等互助制度の運営、互助積立金の管理 傷病時等互助金の交付（機構＋県で3/4補助） <p>互助契約者が傷病、出産、忌引き、病気見舞い里帰り、乳幼児の育児サポート及び研修参加のため、ヘルパーを一定期間利用した場合の利用料金を軽減</p> <p>3月末現在 互助件数 23件 負担軽減金 3,260,200円 （うち補助対象外 553,000円）</p>	機構：1/2 県：1/4
県内酪農ヘルパー利用組合の運営支援	酪農ヘルパー組合の運営強化に要する経費に補助 <ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパー出役調整等のための会議費 出役調整、人事管理等の事務外部委託 30km以上の広域出役に係る車両借上費、燃料費 酪農ヘルパーの傷害保険・損害賠償保険料 防疫機器の整備費 	機構：1/2 県：1/4

(3) 酪農経営支援総合対策事業 ((一社) 酪農ヘルパー全国協会 受託事業)

酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るため、酪農ヘルパー利用組合組織運営体制等の令和4年8月1日現在の実態調査を行った。

県下酪農ヘルパー利用組合の概要

(令和4年8月1日現在実態調査結果)

利用組合名	参加農家数 (戸)	経産牛飼養頭数 (頭)	ヘルパー要員数 (人)		備 考
			専任	臨時	
三島函南	10	254	3	0	静岡県下の全酪農家戸数に占める利用組合加入率 R4.2.1 現在 畜産統計との比較 戸 数: 175 戸 成 牛 頭 数: 13,700 頭 対酪農家戸数: 63.4% 対飼養頭数: 53.2%
函南東部	9	240	2	0	
伊豆の国	5	150	2	0	
富士開拓	31	3,900	5	0	
富士宮	13	995	2	0	
中 遠	21	480	3	0	
小 笠	11	750	5	0	
浜 名	7	452	1	0	
西 部	4	75	0	1	
合 計	111	7,296	23	1	

公 2 公共牧場の管理と後継牛の育成

1 家畜共同育成場管理事業

静岡県が設置した、家畜共同育成場（天城哺乳場・放牧場）の指定管理者として、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 ヶ年の指定を受け、県の指導を得て天城哺乳場・放牧場の維持管理を行うとともに、県下の酪農家、肉用牛農家からの預託牛を受け入れ、後継牛を育成し、成牛として預託農家に返すまでの育成業務を行った。

(1) 家畜育成の状況

家畜共同育成場の収容能力及び牧草地の状況を勘案して、農家からの 2 ヶ月齢以上の育成牛を預かり、成牛まで育成した。（一部、農家希望により育成牛での退場有り）

利用料金は、県条例の上限単価の 1 日 1 頭 675 円（税込み）とした。（昨年度 613 円/頭）

受託計画及び実績

（単位：頭）

区 分	受 託 牛			
	哺乳場	放牧場	畜産技術 研 究 所	合 計
年間計画受託頭数	170	400	40	610
年間計画育成延頭数	62,050	146,000	14,600	222,650
年間実績育成延頭数	60,740	146,394	15,100	222,234
到 達 率	97.9%	100.3%	103.4%	99.8%

(2) 家畜共同育成場に併設されたバイオマスプラントの管理

哺乳場・放牧場から発生する家畜排せつ物及び伊豆市内で発生する生ごみを原料として、メタン発酵プラント（バイオガスプラント）及び強制発酵装置（堆肥化施設）で処理し、エネルギー資源及び肥料資源として有効活用するための実証展示を行っていたが、現在、バイオガスプラントが老朽化により稼働が困難となっている。

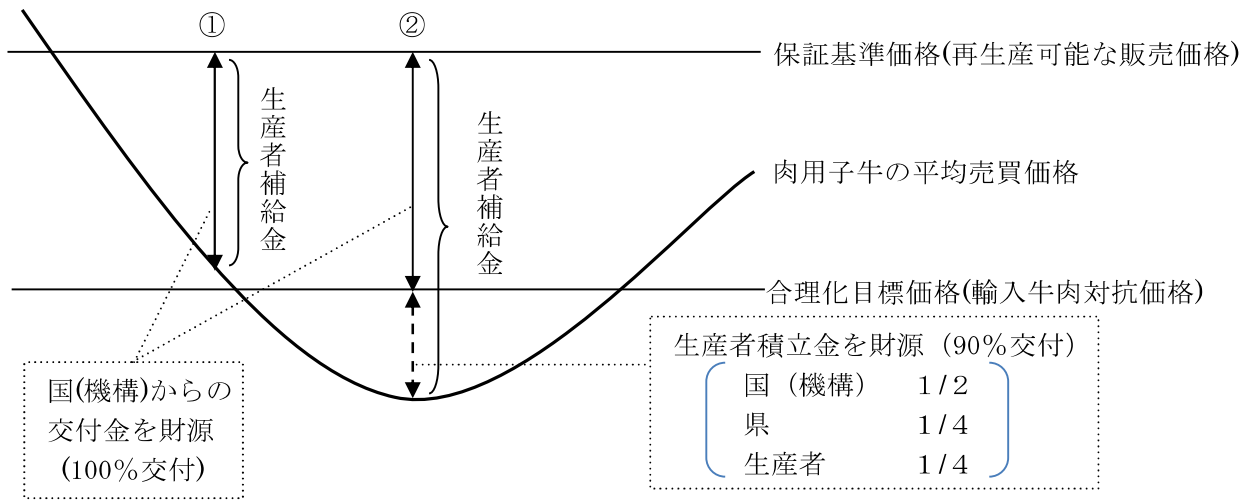
そこで、県の指示に従いバイオガスプラントはモデル施設として展示のみを継続し、堆肥化施設は糞尿処理の実証展示施設として稼働させ実証展示を行った。

公 3 家畜及び畜産物の価格差補填事業

1 肉用子牛の補給金事業（肉用子牛生産者補給金制度）

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、国（農畜産業振興機構）、県の補助及び制度に契約する生産者の負担金により造成した生産者積立金を管理し、品種毎の平均売買価格が保証基準価格及び合理化目標価格を下回った場合は、速やかに、生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定と経営の健全な発展を図った。

肉用子牛生産者補給金制度のしくみ



(1) 業務対象年間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（第7業務対象年間）

(2) 保証基準価格と合理化目標価格と交付契約頭数

品 種	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		交付契約 頭 数 上段:交付決定 下段:実績
	保証基準価格	合理化目標価格	保証基準価格	合理化目標価格	
黒毛和種	541,000 円	429,000 円	556,000 円	439,000 円	(190 頭) 172 頭
褐毛和種	498,000 円	395,000 円	507,000 円	400,000 円	(0 頭) 0 頭
黒毛及び褐毛和種 以外の肉専用種	320,000 円	253,000 円	325,000 円	256,000 円	(15 頭) 15 頭
乳 用 種	164,000 円	110,000 円	164,000 円	110,000 円	(80 頭) 113 頭
交 雑 種	274,000 円	216,000 円	274,000 円	216,000 円	(1,230 頭) 984 頭
計					(1,515 頭) 1,284 頭

(3) 生産者積立金単価の負担割合

(単位：円)

品 種	生産者 積立金	内 訳		
		農畜産業 振興機構	静岡県	生産者
黒毛和種	1,600	800	400	400
褐毛和種	6,000	3,000	1,500	1,500
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	18,800	9,400	4,700	4,700
乳用種	6,800	3,400	1,700	1,700
交雑種	3,200	1,600	800	800

(4) 生産者積立金額実績額

(単位：円、上段・交付決定額、下段・実績額)

品 種	生産者 積立金	内 訳		
		農畜産業 振興機構	静岡県	生産者
黒毛和種	(304,000) 275,200	(152,000) 137,600	(76,000) 68,800	(76,000) 68,800
褐毛和種	0	0	0	0
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	(282,000) 282,000	(141,000) 141,000	(70,500) 70,500	(70,500) 70,500
乳用種	(544,000) 768,400	(272,000) 384,200	(136,000) 192,100	(136,000) 192,100
交雑種	(3,936,000) 3,148,800	(1,968,000) 1,574,400	(984,000) 787,200	(984,000) 787,200
合 計	(5,066,000) 4,474,400	(2,533,000) 2,237,200	(1,266,500) 1,118,600	(1,266,500) 1,118,600

(5) 販売又は保留の確認

販売年月日、月齢、保留等の確認は、契約肉用子牛を満6ヶ月齢に達した日以降12ヶ月齢に達する日までに販売した場合、12ヶ月齢に達した日以後における保留等において、その都度提出の「販売・保留確認申出書」により行った。

(6) 生産者補給金の交付

農畜産業振興機構から生産者補給交付金の交付を受けた時は、その交付金の金額に相当する金額を、当該契約生産者に交付した。

生産者積立金から交付する生産者補給金は、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額の10分の9の金額を当該契約生産者に交付することになる。

令和4年1月から12月までの交付状況

区 分	品種区分	交付頭数	単価	交付額
(その他肉専算定期間は1年) 令和3年度第4四半期 (3年4月～4年3月)	その他の肉専用種	17頭	8,200円 機構：8,200円 積立部分：0円	139,400円 機構：139,400円 積立部分：0円
令和4年度第1四半期	—	0頭	—円	0円
令和4年度第2四半期	乳用種	30頭	14,500円 機構：14,500円 積立部分：0円	435,000円 機構：435,000円 積立部分：0円
令和4年度第3四半期	乳用種	32頭	36,600円 機構：36,600円 積立部分：0円	1,171,200円 機構：1,171,200円 積立部分：0円
計		79頭	—円	1,745,600円 機構：1,745,600円 積立部分：0円

※「その他の肉専用種」は、令和2年度より平均売買価格の算定期間が1年(4月～3月)となっている。

(7) 制度運営負担金

申込牛1頭あたり1,000円が生産者積立金と合わせて納付された。

2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

(1) 制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な実施体制の確保を図るとともに、肉用子牛生産者補給金の交付事務処理の高度化を図った。

(2) 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を行う指定協会は、基本財産の運用益を制度の運営経費に充当する仕組みとなっているが、近年の金利低下により運用益だけでは、制度の維持が困難となっている。このため、肉用子牛生産者補給金制度を円滑に運営するため、機構より必要な補助金の支援を受けて運営した。

3 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 ((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

(1) 経営改善を図る取組に対する奨励金の交付

飼料価格の高騰等による令和4年5月中旬以降の肉用子牛価格の急激な下落を踏まえ、6月から12月までの臨時・緊急措置として、畜舎の環境改善や疾病の防止等の経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付する事業だが交付はなかった。

なお、飼料高騰等の経営環境の悪化が続いているため、9月からは発動基準となる子牛平均価格について、黒毛和種のみ全国平均価格から地域の実情に合わせた全国4ブロック別の平均価格に改正されるとともに、産地強化に取り組む肉用子牛生産者に奨励金を別途交付する拡充対策を実施したが、これも交付はなかった。

交付状況：令和4年度参加者1者（黒毛生産者）の発動なし

(2) 事業の推進指導

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業を推進指導し、奨励金の交付事務処理を実施した。

4 和子牛生産者臨時経営支援事業 ((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

(1) 和子牛生産者臨時経営支援対策

和子牛の価格下落に対応し肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティーネットとして臨時的に措置された事業で、子牛出荷月齢の早期化などの生産に係る合理化目標値を設定し、経営改善に努力した生産者を支援するために実施した。

(2) 和子牛生産者臨時経営支援対策地域推進事業

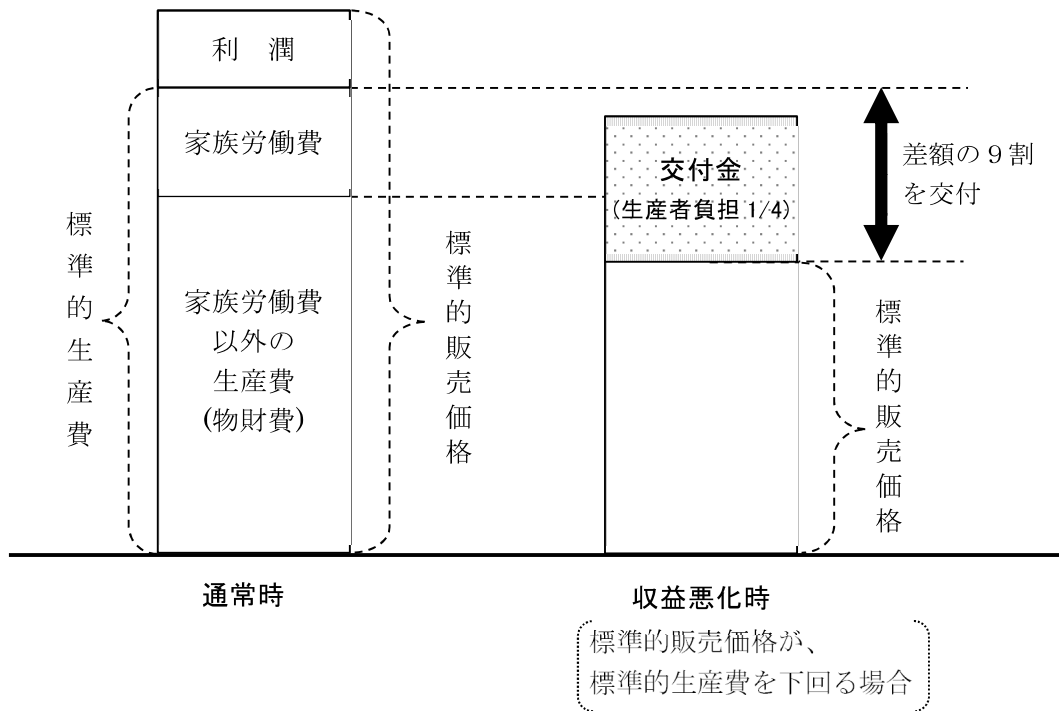
和子牛生産者臨時経営支援事業を推進指導し、奨励金の交付事務処理を実施した。

5 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業 (牛マルキン事業)

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その差額の9割を交付金として交付した。

また、第1業務対象年間(平成30年12月30日～令和4年3月31日)の終了に伴い、利息を含めた生産者積立金の残額162,910,512円を契約生産者に返還した。

肉用牛肥育経営安定交付金制度のイメージ



(1) 事業の概要

- ① 業務対象年間 : 第2業務対象年間
令和4年4月1日～令和7年3月31日
- ② 交付金負担割合 : 国：生産者＝3：1
- ③ 地域基金造成 : 予め生産者負担金で造成し、事業発動時に交付金の1/4に相当する額を支払う
- ④ 標準的販売価格算定 : 肉専用種は全国10ブロック別算定(本県は関東ブロック)
交雑種及び乳用種は全国算定で計算
- ⑤ 標準的生産費算定 : 肉専用種は都道府県毎に算定
交雑種及び乳用種は全国算定で計算
- ⑥ 交付金算定期間 : 毎月

(2) 補填金交付契約締結状況

個人： 50戸
法人： 23戸
合計： 73戸

(3) 事務委託先契約締結状況

総合農協： 5件
農協連： 1件
その他： 1件
合計： 7件

(4) 契約頭数・生産者負担金単価・積立金造成額

品種区分	契約頭数 (頭)	生産者負担金単価 (円/頭)	積立金造成額 (円)
肉専用種	(3,750)	(5,000)	(18,750,000)
	5	5,000	25,000
	4,769	17,000	81,073,000
交雑種	(5,750)	(13,000)	(74,750,000)
	18	13,000	234,000
	7,873	19,000	149,587,000
乳用種	(500)	(11,000)	(5,500,000)
	0	11,000	0
	411	19,000	7,809,000
計	(10,000)		(99,000,000)
	13,076		238,728,000

- ・上段 () は計画頭数・積立金造成計画額、中・下段は実績頭数、実績造成額となる。中段は令和4年2・3月販売の早出し牛分のため、令和3年度単価が適用される。
- ・生産者負担金単価については、令和4年4月8日付け機構理事長公表の令和4年度単価を記載。

(5) 制度運営負担金 (手数料)

1頭当たり	肉用子牛事業からの移行は、	300円
	新規契約申込は、	1,000円
	実績額	9,651,800円

生産者負担金と併せて納付。

(6) 肉用牛肥育経営安定交付金制度における交付金交付状況
別紙

(7) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業 ((独) 農畜産業振興機構 受託事業)

協会と契約生産者との契約に基づき、事務委託先を經由して個体登録や販売の確認、生産者負担金の請求・受入と積立金の造成等の肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る業務の円滑な実施を図るため、機構より委託を受けて実施した。

別紙

肉用牛肥育経営安定交付金制度における交付金交付状況

(令和4年4月から令和5年3月までに交付金を交付した実績)

区 分	品種区分	交付対象者数 (人)	交付頭数 (頭)	交 付 金 額	
				交付金単価(円/頭)	交付金交付額 (円)
令和4年 1月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	3	37	5,020.8	183,259
	小 計	3	37	—	183,259
令和4年 2月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	41	455	12,519.9	5,684,014
	乳用種	3	46	51,054.3	2,335,732
	小 計	44	501	—	8,019,746
令和4年 3月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	3	40	50,246.1	1,984,720
	小 計	3	40	—	1,984,720
令和4年 4月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	3	49	39,903.3	1,945,285
	小 計	3	49	—	1,945,285
令和4年 5月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	1	12	42,264.9	507,178
	小 計	1	12	—	507,178
令和4年 6月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	37	478	30,939.3	14,788,966
	乳用種	3	45	43,892.1	1,975,143
	小 計	40	523	—	16,764,109
令和4年 7月販売分	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	37	470	34,163.1	16,056,640
	乳用種	3	24	38,371.5	920,915
	小 計	40	494	—	16,977,555
令和4年 8月販売分	肉専用種	30	317	83,323.8	26,413,633
	交雑種	36	528	43,261.2	22,841,897
	乳用種	3	40	44,452.8	1,778,111
	小 計	69	885	—	51,033,641
令和4年 9月販売分	肉専用種	31	278	49,389.3	13,730,210
	交雑種	39	503	21,557.7	10,843,504
	乳用種	3	26	40,458.6	1,051,923
	小 計	73	807	—	25,625,637
令和4年 10月販売分	肉専用種	30	333	41,395.5	13,784,694
	交雑種	40	557	10,291.5	5,732,359
	乳用種	3	21	43,010.1	903,211
	小 計	73	911	—	20,420,264
令和4年 11月販売分	肉専用種	34	526	41,877.0	22,027,302
	交雑種	41	562	1,765.8	992,364
	乳用種	3	27	36,964.8	998,048
	小 計	78	1,115	—	24,017,714
令和4年 12月販売分	肉専用種	32	416	29,556.0	12,295,296
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	3	33	49,166.1	1,622,480
	小 計	35	449	—	13,917,776
令和5年 1月販売分	肉専用種	29	210	68,467.7	14,378,203
	交雑種	38	501	8,301.8	4,159,189
	乳用種	2	7	38,878.4	272,148
	小 計	69	718	—	18,809,540
合 計	肉専用種	186	2,080	—	102,629,338
	交雑種	309	4,054	—	81,098,933
	乳用種	36	407	—	16,478,153
	合 計	531	6,541	—	200,206,424

(注) 1 交付金交付対象者人数については、延べ人数を記載した

(注) 2 令和4年1月販売分の交付金単価・交付額は精算払のみ

(注) 3 令和4年2月～令和4年12月販売分の交付金単価・交付額は概算・精算払合計額

(注) 4 令和5年1月販売分の交付金単価・交付額は概算払のみ

< 事業報告附属明細書 >

令和4年度事業報告においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないため事業報告の附属明細書はありません。

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益(計)	326,308	617,790	△ 291,482
基本財産運用益振替額	326,308	617,790	△ 291,482
特定資産運用益(計)	733,862	1,836,212	△ 1,102,350
特定資産受取利息	9,739	355,010	△ 345,271
特定資産運用益振替額	107,534	137,057	△ 29,523
事業基金受取利息	616,589	1,344,145	△ 727,556
受取会費(計)	6,870,000	11,870,000	△ 5,000,000
受取会費	6,870,000	11,870,000	△ 5,000,000
事業収益(計)	159,203,545	149,055,573	10,147,972
家畜共同育成場管理事業	159,203,545	149,055,573	10,147,972
受取補助金(計)	189,358,858	153,532,708	35,826,150
受取交付金(計)	151,947,396	122,241,892	29,705,504
受取機構生産者補給交付金	1,745,600	204,300	1,541,300
受取機構経営安定交付金	150,201,796	122,037,592	28,164,204
農林水産省受取補助金(計)	3,453,125	3,234,880	218,245
受取家畜生産農場衛生対策事業	1,588,645	1,442,917	145,728
受取牛疾病検査円滑化推進対策事業	1,864,480	1,791,963	72,517
機構受取補助金(計)	9,685,315	9,397,388	287,927
受取補給金制度運営適正化事業	3,003,477	2,984,630	18,847
受取指定協会運営体制支援事業	3,389,715	3,394,462	△ 4,747
受取優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	219,260	0	219,260
受取和子牛生産者臨時経営支援事業	76,127	0	76,127
受取肉用牛経営安定対策補完事業	410,666	422,259	△ 11,593
受取酪農経営安定化支援HP事業	2,586,070	2,596,037	△ 9,967
全国協会受取補助金(計)	22,674,128	17,020,543	5,653,585
受取畜産振興補助事業	13,979,060	8,897,000	5,082,060
受取畜産特別資金等推進指導事業	262,000	254,000	8,000
受取家畜防疫・衛生指導対策事業	7,026,798	6,483,230	543,568
受取野生獣衛生推進体制促進事業	1,242,735	1,258,530	△ 15,795
受取馬飼養衛生管理特別対策事業	163,535	127,783	35,752

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
静岡県受取補助金 (計)	1,598,894	1,638,005	△ 39,111
受取地域畜産振興事業	290,000	290,000	0
受取ふじのくに畜産フェア開催事業	170,000	170,000	0
受取ふじのくに酪農経営安定化支援HP事業	1,138,894	1,178,005	△ 39,111
受 取 受 託 金 (計)	105,647,952	69,375,480	36,272,472
機構受取受託金 (計)	6,187,192	5,775,847	411,345
受取肉用牛肥育経営安定交付金制度事業	6,187,192	5,775,847	411,345
全国協会受取受託金 (計)	5,897,546	8,314,058	△ 2,416,512
受取肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	0	1,243,589	△ 1,243,589
受取肥育牛経営改善等緊急対策事業	0	1,748,845	△ 1,748,845
受取家畜防疫互助基金支援事業	888,722	901,565	△ 12,843
受取畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	1,318,213	1,196,969	121,244
受取生産基盤拡大加速化事業	487,651	531,850	△ 44,199
受取畜産経営体生産性向上対策事業	169,000	133,000	36,000
受取酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業	650,000	391,520	258,480
受取生産技術情報提供事業	89,000	89,000	0
受取地域畜産支援指導等体制強化事業	2,069,060	1,699,820	369,240
受取未利用資源活用対策事業	0	152,000	△ 152,000
受取畜産近代化リース調査等指導事業	189,000	189,000	0
受取酪農経営支援総合対策事業	36,900	36,900	0
静岡県受取受託金 (計)	93,563,214	55,285,575	38,277,639
受取畜産経営技術指導事業	1,590,000	1,590,000	0
受取家畜共同育成場管理事業	91,973,214	53,695,575	38,277,639
受 取 積 立 金 (計)	50,267,628	11,760,361	38,507,267
受取生産者積立金	263,000	879,000	△ 616,000
受取積立金振替額	50,004,628	10,881,361	39,123,267
受 取 負 担 金 (計)	49,527,865	42,068,587	7,459,278
受取予防接種事業負担金	22,909,065	24,989,440	△ 2,080,375
受取死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金	8,390,000	320,000	8,070,000
受取事務受託金	4,545,000	3,692,847	852,153
受取大家畜振興事業負担金	1,000,000	1,000,000	0
受取ふじのくに畜産フェア開催事業負担金	1,645,000	1,645,000	0
受取価格安定制度運営負担金	11,038,800	10,421,300	617,500
受 取 預 り 金 (計)	546,275	97,011,464	△ 96,465,189
受取家畜防疫互助基金預り金	546,275	18,931,464	△ 18,385,189
受取肥育牛経営支援事業預り金	0	45,860,000	△ 45,860,000
受取肥育牛経営改善事業預り金	0	32,220,000	△ 32,220,000
為 替 差 益	0	0	0

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
雑 収 益 (計)	679,718	560,370	119,348
受取利息	1,237	1,310	△ 73
受取配当金	18,400	18,400	0
雑 収 益	660,081	540,660	119,421
基 金 取 崩 額 (計)	1,016,754	0	1,016,754
酪農HP事業円滑化対策事業基金取崩額	50,000	0	50,000
酪農HP傷病時互助事業積立金取崩額	966,754	0	966,754
経 常 収 益 計	564,178,765	537,688,545	26,490,220
(2)経 常 費 用			
事 業 費 (計)	549,630,457	430,684,862	118,945,595
生産者補給金	1,745,600	204,300	1,541,300
生産者交付金	200,206,424	132,918,953	67,287,471
役員報酬	3,823,440	3,808,066	15,374
給料手当	22,139,051	25,180,490	△ 3,041,439
嘱託職員手当	45,241,990	45,896,685	△ 654,695
非常勤職員手当	1,510,400	1,446,400	64,000
賞与引当金繰入額	1,000,440	985,320	15,120
退職給付費用	2,614,930	2,500,240	114,690
福利厚生費	11,493,012	11,771,827	△ 278,815
会議費	304,886	472,261	△ 167,375
旅費交通費	2,028,951	1,755,883	273,068
通信運搬費	1,933,129	2,401,578	△ 468,449
減価償却費	5,438,958	1,285,377	4,153,581
消耗什器備品費		489,500	△ 489,500
消耗品費	185,827,071	141,231,712	44,595,359
修繕費	10,607,245	4,342,925	6,264,320
印刷製本費	1,443,793	1,330,410	113,383
光熱水料費	8,831,495	7,803,781	1,027,714
賃借料	2,983,867	3,053,281	△ 69,414
保険料	1,511,845	1,567,667	△ 55,822
諸謝金	3,978,510	4,167,490	△ 188,980
租税公課	4,982,862	8,793,191	△ 3,810,329
支払負担金	2,490,150	2,422,400	67,750
支払助成金	13,681,642	10,597,616	3,084,026
支払寄付金	0	0	0
委託費	13,676,800	13,757,464	△ 80,664
有価証券運用損	0	0	0
為替差損	0	0	0
雑 費	133,966	500,045	△ 366,079
管 理 費 (計)	7,340,670	7,069,607	271,063
役員報酬	405,000	405,000	0
給料手当	468,480	468,750	△ 270

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
嘱託職員手当	2,330,890	2,210,255	120,635
非常勤職員手当	0	0	0
退職給付費用	60,000	57,000	3,000
福利厚生費	510,468	523,748	△ 13,280
会議費	474,170	309,816	164,354
旅費交通費	377,320	335,940	41,380
通信運搬費	130,966	101,067	29,899
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	56,125	83,728	△ 27,603
修繕費	3,630	22,459	△ 18,829
印刷製本費	182,490	161,370	21,120
光熱水料費	38,694	29,191	9,503
賃借料	113,549	114,998	△ 1,449
保険料	99,905	106,883	△ 6,978
諸謝金	1,529,300	1,505,900	23,400
租税公課	87,208	133,289	△ 46,081
支払負担金	450,300	446,000	4,300
支払助成金	0	0	0
支払寄付金	0	0	0
委託費	0	0	0
有価証券運用損	0	0	0
為替差損	0	0	0
雑費	22,175	54,213	△ 32,038
基金繰入額(計)	15,192,970	264,197	14,928,773
死亡獣畜処理制度維持負担金繰入額	5,167,970	0	5,167,970
死亡獣畜処理制度施設整備金繰入額	9,975,000	0	9,975,000
酪農HP傷病時互助積立金繰入額	50,000	264,197	△ 214,197
預り支出(計)	546,275	97,011,464	△ 96,465,189
互助家畜防疫互助基金預り金支出	546,275	18,931,464	△ 18,385,189
肥育牛経営支援事業預り金支出	0	45,860,000	△ 45,860,000
肥育牛経営改善事業預り金支出	0	32,220,000	△ 32,220,000
経常費用計	572,710,372	535,030,130	37,680,242
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,531,607	2,658,415	△ 11,190,022
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,531,607	2,658,415	△ 11,190,022
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
固定資産売却益(計)	0	329,998	△ 329,998

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
車両運搬具売却益	0	329,998	△ 329,998
受取積立金振替額 (計)	162,910,512	0	162,910,512
受取積立金振替額	162,910,512	0	162,910,512
賞与引当金戻入益 (計)	985,320	968,520	16,800
賞与引当金戻入益	985,320	968,520	16,800
経常外収益計	163,895,832	1,298,518	162,597,314
(2)経常外費用			
固定資産除却損 (計)	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0
支払戻戻金 (計)	162,910,512	0	162,910,512
支払機構積立準備金返還金	0	0	0
支払県積立準備金返還金	0	0	0
支払積立準備金返還金	0	0	0
支払積立金返戻金	162,910,512	0	162,910,512
支払利息 (計)	0	10,629	△ 10,629
支払利息 (外)	0	10,629	△ 10,629
経常外費用計	162,910,512	10,629	162,899,883
当期経常外増減額	985,320	1,287,889	△ 302,569
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 7,546,287	3,946,304	△ 11,492,591
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,546,287	3,946,304	△ 11,492,591
一般正味財産期首残高	97,883,797	93,937,493	3,946,304
一般正味財産期末残高	90,337,510	97,883,797	△ 7,546,287
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金 (計)	3,355,800	3,859,200	△ 503,400
受取機構生産者積立金補助金	2,237,200	2,572,800	△ 335,600
受取県生産者積立金補助金	1,118,600	1,286,400	△ 167,800
受取積立金 (計)	239,846,600	85,286,400	154,560,200
受取生産者積立金	239,846,600	85,286,400	154,560,200
基本財産運用益 (計)	326,308	617,790	△ 291,482
基本財産受取利息	326,308	617,790	△ 291,482
特定資産運用益 (計)	109,473	139,939	△ 30,466
特定資産受取利息	1,908	2,851	△ 943
機構受取利息	0	0	0
県受取利息	0	0	0

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
生産者受取利息	31	31	0
寄託金受取利息	107,534	137,057	△ 29,523
基金取崩額 (計)	212,915,140	10,881,361	202,033,779
生産者積立金取崩額	0	0	0
生産者積立準備金取崩額	0	0	0
地域基金取崩額	212,915,140	10,881,361	202,033,779
基金繰入額 (計)	△ 243,204,339	△ 89,148,482	△ 154,055,857
生産者積立金繰入額	△ 4,474,549	△ 5,145,662	671,113
生産者積立準備金繰入額	△ 31	△ 31	0
特別の積立金繰入額	△ 393	△ 393	0
償還円滑化積立金繰入額	0	0	0
地域基金繰入額	△ 238,729,366	△ 84,002,396	△ 154,726,970
一般正味財産への振替額 (計)	△ 213,348,982	△ 11,636,208	△ 201,712,774
一般正味財産への振替額	△ 213,348,982	△ 11,636,208	△ 201,712,774
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	151,940,000	151,940,000	0
指定正味財産期末残高	151,940,000	151,940,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	242,277,510	249,823,797	△ 7,546,287

貸借対照表

2023 年 3 月 31 日 現在

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現金預金			
普通預金	48,674,705	38,769,137	9,905,568
定期預金	10,317,018	16,975,000	△ 6,657,982
有価証券	0	0	0
雑資産			
未収金	31,660,760	36,195,918	△ 4,535,158
仮払金	0	42,250	△ 42,250
立替金	647,553	48,402	599,151
流動資産合計	91,300,036	92,030,707	△ 730,671
2. 固 定 資 産			
(1)基本財産			
基本財産資産	151,940,000	151,940,000	0
基本財産合計	151,940,000	151,940,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	29,829,050	28,090,120	1,738,930
賞与引当資産	1,000,440	985,320	15,120
減価償却引当資産	898,447	898,447	0
生産者積立資産	14,651,031	10,176,482	4,474,549
生産者積立準備資産	1,550,635	1,550,604	31
特別の積立資産	19,770,267	19,769,874	393
償還円滑化積立資産	58,399	58,399	0
地域基金資産	190,971,871	165,157,645	25,814,226
寄託金資産	63,470,000	63,470,000	0
死亡獣畜処理円滑化対策基金資産	300,000,000	300,000,000	0
死亡獣畜処理制度維持負担金資産	5,209,742	0	5,209,742
死亡獣畜処理制度施設整備積立資産	9,975,000	0	9,975,000
酪農HP円滑化対策事業基金資産	0	50,000	△ 50,000
酪農HP傷病時互助事業資産	4,682,684	6,084,463	△ 1,401,779
特定資産合計	642,067,566	596,291,354	45,776,212
(3)その他固定資産			
構築物	451,500	451,500	0
車輛運搬具	48,625,376	48,625,376	0
什器備品	2,295,464	2,295,464	0
ソフトウェア	577,500	577,500	0
外部出資金	920,000	920,000	0
長期預け金	4,200,000	4,200,000	0
リサイクル預託金	17,640	17,640	0
構築物減価償却累計額 (△)	451,495	446,981	4,514
車輛運搬具減価償却累計額 (△)	28,692,239	23,257,795	5,434,444
什器備品減価償却累計額 (△)	2,295,460	2,295,460	0
ソフトウェア減価償却累計額 (△)	577,500	577,500	0
その他固定資産合計	25,070,786	30,509,744	△ 5,438,958
固定資産合計	819,078,352	778,741,098	40,337,254
資産合計	910,378,388	870,771,805	39,606,583

貸借対照表

2023年3月31日現在

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
雑負債			
未払金	22,843,078	20,757,290	2,085,788
預り金	2,010,875	3,169,120	△ 1,158,245
仮受金	774,353	768,491	5,862
賞与引当金	1,000,440	985,320	15,120
流動負債合計	26,628,746	25,680,221	948,525
2. 固定負債			
基金			
寄託金	63,470,000	63,470,000	0
酪農HP事業円滑化対策事業基金	0	50,000	△ 50,000
死亡獣畜処理円滑化対策基金	300,000,000	300,000,000	0
死亡獣畜処理制度維持負担金	5,167,970	0	5,167,970
死亡獣畜処理制度施設整備積立金	9,975,000	0	9,975,000
生産者積立金			
生産者積立金	14,651,031	10,176,482	4,474,549
生産者積立準備金	1,550,635	1,550,604	31
特別の積立金	19,770,267	19,769,874	393
償還円滑化積立金	58,399	58,399	0
地域基金	190,971,871	165,157,645	25,814,226
酪農HP傷病時互助積立金	6,027,909	6,944,663	△ 916,754
準備積立金			
退職給付引当金	29,829,050	28,090,120	1,738,930
固定負債合計	641,472,132	595,267,787	46,204,345
負債合計	668,100,878	620,948,008	47,152,870
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	151,940,000	151,940,000	0
(うち基本財産への充当額)	151,940,000	151,940,000	0
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	90,337,510	97,883,797	△ 7,546,287
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	898,447	898,447	0
正味財産合計	242,277,510	249,823,797	△ 7,546,287
負債及び正味財産合計	910,378,388	870,771,805	39,606,583

財産目録

2023 年 3 月 31 日 現在

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
普通預金	48,674,705	
静岡県信連	23,434,212	
静岡銀行	25,240,493	
定期預金	10,317,018	
静岡県信連	7,000,000	
静岡銀行	3,317,018	
雑資産		
未収金	31,660,760	
仮払金	0	
立替金	647,553	
流動資産合計		91,300,036
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産資産	151,940,000	
静岡県信連	0	
静岡銀行	290,000	
静岡県債	75,000,000	
共同発行地方債	61,650,000	
横浜市債	15,000,000	
基本財産合計	151,940,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	29,829,050	
静岡県信連	29,829,050	
賞与引当金資産	1,000,440	
静岡県信連	1,000,440	
減価償却引当資産	898,447	
静岡県信連	898,447	
生産者積立資産	14,651,031	
静岡県信連	14,651,031	
生産者積立準備資産	1,550,635	
静岡県信連	1,550,635	
特別の積立資産	19,770,267	
静岡県信連	19,770,267	
償還円滑化積立資産	58,399	
静岡県信連	58,399	
地域基金資産	190,971,871	
静岡県信連	190,971,871	
寄託金資産	63,470,000	
静岡県信連	5,120,000	
共同発行地方債	58,350,000	
死亡獣畜処理円滑化対策基金資産	300,000,000	
静岡銀行	500,000	
静岡県債	21,500,000	
共同発行地方債	200,000,000	
三重県債	40,000,000	
北九州市債	20,000,000	
大阪府債	18,000,000	
死亡獣畜処理制度維持負担金資産	5,209,742	
静岡銀行	5,209,742	
死亡獣畜処理施設整備積立金資産	9,975,000	

財 産 目 録

2023 年 3 月 31 日 現 在

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	金	額
静岡銀行	9,975,000	
酪農HP傷病時互助事業資産	4,682,684	
静岡県信連	4,682,684	
特 定 資 産 合 計	642,067,566	
(3)その他固定資産		
構 築 物	451,500	
車 輛 運 搬 具	48,625,376	
什 器 備 品	2,295,464	
ソフトウェア	577,500	
外 部 出 資 金	920,000	
長 期 預 け 金	4,200,000	
リサイクル預託金	17,640	
構築物減価償却累計額 (△)	451,495	
車輛運搬具減価償却累計額 (△)	28,692,239	
什器備品減価償却累計額 (△)	2,295,460	
ソフトウェア減価償却累計額 (△)	577,500	
その他固定資産合計	25,070,786	
固 定 資 産 合 計		819,078,352
資 産 合 計		910,378,388
II 負 債 の 部		
1. 流 動 負 債		
雑 負 債		
未 払 金	22,843,078	
預 り 金	2,010,875	
仮 受 金	774,353	
賞 与 引 当 金	1,000,440	
流 動 負 債 合 計		26,628,746
2. 固 定 負 債		
基 金		
寄託金	63,470,000	
死亡獣畜処理円滑化対策基金	300,000,000	
死亡獣畜処理制度維持負担金	5,167,970	
死亡獣畜処理施設整備積立金	9,975,000	
生産者積立金		
生産者積立金	14,651,031	
生産者積立準備金	1,550,635	
生産者	1,550,635	
特別の積立金	19,770,267	
特別積立準備金	19,770,267	
償還円滑化積立金	58,399	
生産者	58,399	
地域基金	190,971,871	
生産者	190,859,860	
農畜産業振興機構	112,011	
酪農HP傷病時互助積立金	6,027,909	
準 備 積 立 金		
退職給付引当金	29,829,050	
固 定 負 債 合 計		641,472,132
負 債 合 計		668,100,878
正 味 財 産		242,277,510

I 令和5年度事業計画

公1 畜産経営技術の改善、家畜自衛防疫の普及及び畜産物の情報の提供

1 家畜自衛防疫の推進に関する事業

(1) 自衛防疫推進事業 (協会単独事業)

家畜自衛防疫事業の円滑な推進を図るため、指定獣医師、県、市町、農業団体等関係者による自衛防疫運営委員会及び調整会議を開催し、家畜自衛防疫の円滑な推進を図る。

(2) 家畜生産農場衛生対策事業 (農林水産省 公募補助事業)

牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫 (EBL) 及び牛ウイルス性下痢 (BVD) の清浄化対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取り組み、アカバネ病の流行防止対策など、家畜生産における疾病対策を支援する。

① 牛のヨーネ病対策

牛のヨーネ病(法定伝染病)の蔓延防止及び早期清浄化を推進するため、研修会を開催して普及啓発を図るとともに、県が行うヨーネ病抗体検査で陽性と診断された牛を飼養者が自主的にとり汰を行う場合、その経費の一部を補助する。

② EBL 対策

EBL(届出伝染病)の感染拡大を防止するため、EBL 対策に取り組む農場、共同放牧場での重点的な検査、高リスク牛のとり汰への補助及び吸血昆虫の駆除対策等を推進する。

③ BVD 対策

BVD(届出伝染病)の陽性農場等における陽性牛の摘発検査、持続感染牛(PI 牛)の現地評価調査、自主とり汰及への補助及びワクチン接種を実施する。

④ 農場飼養衛生管理強化対策

農場における飼養衛生管理を向上させるため指導推進計画の作成、指導チェック表の作成、指導獣医師の認定、認定獣医師による農場指導費への補助を行う。

⑤ 疾病流行防止支援対策

生産性に影響を及ぼす特定の疾病の中で、野外での浸潤状況から清浄化が必要なアカバネ病について、予防接種の実施を啓発するとともに、効果的なワクチン接種により疾病の流行を防止する。

(3) 牛疾病検査円滑化推進対策事業のうち死亡牛検査処理安定化対策

(農林水産省 公募補助事業)

農場で死亡した牛の円滑かつ適正な処理と BSE の清浄性を維持することを目的に、96 ヶ月齢以上の死亡牛の BSE 検査のために検査場所へ輸送する経費等を補助する。

(4) 家畜防疫互助基金支援事業 ((公社) 中央畜産会 委託事業)

① 家畜防疫互助等推進

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等といった極めて伝染力が強い疾病の発生は、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼすことから、万が一これらの伝染病が発生した場合に備え、生産者が自ら積立を行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国 ((独) 農畜産業振興機構) が助成する。

この制度(事務局：(公社)中央畜産会)を円滑に推進するため、県内窓口として普及・啓発を行なうとともに、新規契約とりまとめ事務を行う。

- ・家畜防疫互助事業の実施期間 令和3年～令和5年度の3年間の3年目
- ・契約対象畜種 牛と豚 (鶏は、別の団体扱い)

② 家畜防疫互助基金の交付

国が指定した互助対象疾病が発生した場合、認定委員会を開催し、家畜防疫互助金交付契約を締結した生産者等に対して経営支援互助金を交付し経営の再開を支援する。

(5) 家畜防疫・衛生指導対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

① 地域自衛防疫体制強化推進対策

生産者等が行う初動防疫の有効な方策、地域特定疾病対策の啓発・普及等地域自衛防疫強化推進のための検討を行う。

② 地域自衛防疫推進対策

生産者並びに畜産関係者等が参加する初動防疫演習を実施し、初動防疫活動が有効に機能する地域自衛防疫体制整備を推進する。

③ 地域疾病対策 (慢性感染症清浄化支援対策)

家畜保健衛生所の指導を得て、EBL(牛伝染性リンパ腫 (旧牛白血病))の清浄化のための衛生管理対策実施計画の作成、抗体検査の実施、感染牛のとう汰更新への支援を行う。

④ 地域農場 HACCP 認証支援対策

地域での農場 HACCP への取り組みを普及するための指導体制を整備し、農場 HACCP 構築に取り組む農場を支援指導するとともに、既認証農場に対して内部検証及び継続的な改善の実施などフォローアップを行う。

また、飼養衛生管理基準の改正に伴い、認証基準も一部改正(令和4年7月12日付)されたため、普及のための研修会開催に取り組む。

(6) 馬飼養衛生管理特別対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

馬の生産、流通の国際化等の進展によりウエストナイルウイルス感染症、馬インフルエンザ等の侵入、流行の危険性も大きいことから、競走馬以外の馬の飼養実態調査、衛生管理に関する検討会、講習会を行い、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を進め、今後の馬産振興を図る。

(7) 馬防疫強化地域推進対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

馬の生産振興に大きな影響を及ぼす馬インフルエンザ等の伝染性疾病の発生防止、地域における損耗防止の観点から、乗用馬飼養者等と一体となったワクチン予防接種等の推進を図る。

(8) 野生獣衛生推進体制促進事業 (家畜衛生対策推進協議会* 助成事業)

野生獣(シカ)の衛生実態(家畜との共通感染症の罹患状況)を把握し、家畜への伝染病の侵入防止対策の促進を図る。※事務局:(公社)中央畜産会

(9) 予防接種推進事業 (協会単独事業)

家畜の伝染性疾病の発生を未然に防止するため、特に畜産経営上、重要な次の伝染病について予防注射を実施する。

畜種	予防注射の種類	計画頭数
牛	イバラキ病予防注射	100頭
	流行熱・イバラキ病混合不活化予防注射	100頭
	牛RSウイルス感染症予防注射	300頭
	伝染性鼻気管炎3種混合(伝染性鼻気管炎、パラインフルエンザ、RSウイルス感染症)鼻腔内投与薬	1,000頭
	伝染性鼻気管炎5種混合(伝染性鼻気管炎、ウイルス性下痢-粘膜病、パラインフルエンザ、RSウイルス感染症、アデノウイルス感染症)予防注射	2,000頭
	下痢5種混合(ロタウイルス病、コロナウイルス病、牛の大腸菌症)予防注射	1,000頭
	伝染性鼻気管炎6種混合(伝染性鼻気管炎、ウイルス性下痢-粘膜病2価、パラインフルエンザ、RSウイルス感染症、アデノウイルス感染症)予防注射	1,600頭
	呼吸器病症候群3種混合(ヘモフィルス・ソムナス感染症、パスツレラ・ムルトシダ感染症、マンヘミア・ヘモリチカ感染症)予防注射	1,000頭
	牛乳房炎予防注射	4,500頭
豚	日本脳炎(不活化)予防注射	100頭
	日本脳炎・パルボ感染症混合(生)予防注射	100頭
	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合(生)予防注射	100頭

(10) 乳質改善指導事業 (協会単独事業)

県内産生乳の品質向上のため、乳房炎予防注射の普及、関係機関と連携した研修会等の開催、牛群データを活用した乳質改善に取り組む団体を支援する。

2 死亡獣畜の適正な処理に関する事業

畜産農家等から発生する死亡獣畜の適正かつ円滑な処理体制を確立するために県、市町及び生産者団体からの出資金等により造成された「死亡獣畜処理基盤強化基金(3億円)」を運用管理し、その運用益と畜産農家等から別途徴収する「死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金(死亡獣畜冷却運搬車維持・整備費)」を財源に、死亡獣畜冷却運搬車の整備、維持管理を行うとともに、車両の運行を産業廃棄物処理運搬業者に委託し、死亡獣畜の適正な運搬・処理を行う。

(1) 死亡獣畜処理基盤強化基金の運用

運用は別紙のとおりとする。

- ・令和5年度予算計上額 610,000円

(2) 死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金の徴収予定

徴収単価は、静岡県が定めた次の単価のとおりとする。

区 分		負担額(単価)
牛	12ヶ月月齢以上	6,000円/頭
	12ヶ月月齢未満	5,000円/頭
豚	1トレイ	6,000円/トレイ
	1頭	5,000円/頭
その他	馬	10,000円/頭
	山羊・いのしし(飼育されているもの)等	5,000円/頭
	鶏100羽以上	10,000円/件
	鶏100羽未満	5,000円/件

- ・令和5年度徴収予定額 11,000,000円

(3) 死亡獣畜処理運営委員会の開催

基金の運用及び処理について協議する。

(4) 死亡獣畜冷却運搬車の委託運行

産業廃棄物処理運搬業者に死亡獣畜冷却運搬車の運行を委託し、県外の化製場に死亡獣畜を適正に運搬する。

- ・東部・中部地区 金森運送(有) 富士宮市 2台
- ・西部地区 (有)村松畜産 浜松市 2台

【別紙】

令和5年度 死亡獣畜処理基盤強化基金の運用

金融機関	種別	預託金額 (額面額) [円]	預託期間	年利率 (予定利率)	年間予測 運用益 [円]
野村證券 静岡支店	静岡県平成30年度 第6回公募公債	3,500,000 (3,500,000)	令和4年3月23日 ～ 令和10年6月20日	0.175%	6,125
野村證券 静岡支店	第207回共同発行 市場公募地方債	100,000,000 (100,000,000)	令和2年6月25日 ～ 令和12年6月25日	0.150%	150,000
野村證券 静岡支店	第217回共同発行 市場公募地方債	100,000,000 (100,000,000)	令和3年4月23日 ～ 令和13年4月25日	0.199%	199,000
野村證券 静岡支店	北九州市令和3年度 第2回公募公債	20,000,000 (20,000,000)	令和3年12月24日 ～ 令和13年12月24日	0.125%	25,000
野村證券 静岡支店	三重県令和3年度 第1回公募公債	40,000,000 (40,000,000)	令和3年12月24日 ～ 令和13年12月27日	0.125%	50,000
野村證券 静岡支店	第478回大阪府公募 公債10年債(*2)	17,893,620 (18,000,000)	令和4年4月20日 ～ 令和14年3月30日	0.209%	37,620
静岡銀行 県庁支店	定期預金(*3)	106,380 (106,380)	令和4年4月20日 ～ 令和5年4月20日	0.002%	2
			令和5年4月20日 ～ 令和6年4月20日		0
野村證券 静岡支店	静岡県平成25年度 第5回公募公債	12,000,000 (12,000,000)	令和4年3月23日 ～ 令和5年7月25日	0.926%	55,560
	地方債-10年債 購入予定(*1)		令和5年7月25日 ～ 令和15年7月25日	(0.740%)	44,400
静岡銀行 県庁支店	定期預金	500,000 (500,000)	令和5年3月23日 ～ 令和5年7月25日	0.002%	3
野村證券 静岡支店	地方債-10年債 購入予定(*1)		令和5年7月25日 ～ 令和15年7月25日	(0.740%)	1,850
野村證券 静岡支店	静岡県平成25年度 第10回公募公債	6,000,000 (6,000,000)	令和4年3月23日 ～ 令和6年3月26日	0.669%	40,140
	地方債-10年債 購入予定(*1)		令和6年3月26日 ～ 令和16年3月26日	(0.740%)	0
合計		300,000,000 (300,106,380)			609,700

(*1) 予定利率は令和5年2月発行の共同発行市場公募地方債の利率を参考。

(*2) 既発債を購入。額面1,800万円（取得価額17,893,620円 / @99.409）

(*3) 額面と取得価額との差額¥106,380円については債券満期日まで静岡銀行県庁支店で定期預金の1年元金継続で運用をする。

3 畜産の経営及び家畜飼養管理技術の改善に関する事業

(1) 畜産振興補助事業 (静岡県 補助事業及び地方競馬全国協会 公募補助事業)

協会が行う畜産経営の指導体制強化を図る事業、地域畜産の活性化・安全かつ安定的な食の供給に資するための事業及び馬事普及啓発のための事業を実施するため、静岡県及び地方競馬全国協会の補助を受け、畜産コンサルタント等の指導員を配置し推進体制を整備する。

(2) ふじのくに畜産フェア開催事業 (静岡県 補助事業)

県内の優良家畜を一堂に集め、家畜の改良水準を広く示し、改良増殖の推進と飼養管理技術の向上に資すると共に、広く消費者への理解と畜産物の消費拡大を図るため、「ふじのくに畜産フェア」として、第 63 回農林水産祭参加 第 97 回静岡県畜産共進会を開催する。

(3) 畜産経営技術指導事業 (静岡県 受託事業)

「静岡県食と農の基本計画 2022～2025」が掲げる生産性と持続性を両立した次世代農業の実現のため、ビジネス経営体や農場 HACCP 認証・JGAP 認証取得等を目指す畜産経営体及び地域畜産クラスター協議会等の生産者集団に対し、関係団体等と連携した総合支援指導を行う。

併せて県内畜産物のブランド力向上のため、消費者に対して畜産物の情報を広く提供する。

① 支援指導体制の確立

ア 畜産経営体支援指導会議の開催

経営体支援のための指導指針の構築と経営技術の改善のための検討会を実施する。

イ 専門家支援チームの設置

畜産経営技術等の専門家と協会が一体となり、畜産経営技術等の分析を行い、助言指導を行うための専門家支援チームを設置する。

ウ 指導用機器の整備

畜産関係データベースとインターネットによる幅広い利活用とデータの収集に努める。

② 畜産経営技術の総合支援指導

ア 個別経営体指導

総合的な経営技術分析と改善のための指導や、新規就農者・後継者等の担い手育成のための指導及び、特定の経営技術・新技術等導入のための指導を行う。

イ グループ型支援指導

地域の生産集団の地域活動等の支援指導を行うとともに、生産者の要望に応えた畜産経営者を対象にセミナーを開催する。

③ 情報等提供体制整備

- ア ホームページによる情報の収集と提供を図る。
- イ コンサルタントの資質向上と情報の提供を行う。
- ウ 新規就農等の希望者に対する情報の収集と提供を行う。

(4) 畜産特別資金等推進指導事業 ((公社) 中央畜産会 補助事業)

畜産経営が抱える営農負債を長期の低利資金に借り換えることにより経営再建を図るべく、経営計画の作成と継続的な見直しを要件に畜産特別資金の融資を新たに希望する生産者に対して、関係機関が一体的に経営改善計画の樹立を図り、具体的な実行を推進し指導する。

(5) 肉用牛経営安定対策補完事業 ((独) 農畜産業振興機構 公募補助事業)

肉用牛経営の安定のため、①地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付を行う。②肉用牛ヘルパー利用組合が実施するヘルパー活動の組織化・適正運営、ヘルパー要員の確保・出役調整、研修会の開催等に対して補助する。③肉用子牛の早期出荷を図るために強化哺乳技術の活用等の取組を実施した肉用子牛生産者に対して、家畜市場への出荷頭数に応じた奨励金の交付を行う。

(6) 畜産近代化リース調査等指導事業 ((公財) 畜産近代化リース協会 受託事業)

畜産近代化リース協会から貸し付けされた機械器具等の効率的な利用を図るため、農協の協力を得て利用状況を調査するとともに、貸付に関する需要調査・情報提供を行う。

(7) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業) に係る事業推進委託業務

((公社) 中央畜産会 受託事業)

畜産クラスター計画に基づき畜産農家が行う収益性向上等に必要な機械装置の導入について、その費用の一部を補助する機械導入事業の申請窓口業務、事業執行に係る連絡・調整業務、導入機械に対する調査業務を実施する。

(8) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (全国推進事業) のうち畜産クラスターに係る

全国実態調査委託事業

((公社) 中央畜産会 受託事業)

畜産クラスターに係る取り組みを全国で推進するために必要な情報として、全国の先進的な経営体等を対象に経営内容に係る調査・取りまとめを中央畜産会が開発した「個別経営諸表作成システム」に基づいて実施する。

(9) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））

（（一社）全国肉用牛振興基金協会 受託事業）

畜産クラスター計画に基づき肉用子牛生産者が優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金^{*}の交付を受けるため、事業推進に係る県内窓口業務を行う。

（※飼養規模及び育種価成績に応じ、24.6万円/頭又は17.5万円/頭が交付される。）

(10) 持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT事業）

（（公社）中央畜産会 受託事業）

酪農・肉用牛経営における省力化・生産性向上を進めるため、労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoTなどの新技術を活用した省力化機器の導入を支援する。

(11) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業（楽酪GO事業）

（（公社）中央畜産会 受託事業）

搾乳等の周年拘束性が高く、労働負担の大きい酪農経営の労働条件の改善を進めるため、省力化機械装置の導入と一体的な施設の補改修・増築等の整備を支援する。

なお、本事業は、(10)の畜産ICT事業と一体的に運営する。

(12) 生産技術情報提供事業（（公社）中央畜産会 受託事業）

家畜生産性（肥育牛出荷成績、事故率等）に係るデータ収集と生産性向上のためのデータ分析、技術指導の取組みを実施する。

調査対象は肉用牛肥育経営（黒毛和種）1件とし、中央畜産会へ提出後全国集計される。

(13) 地域畜産支援指導等体制強化事業（（公社）中央畜産会 受託事業）

各地域において点の存在となってしまう畜産生産者のネットワークを構築することにより、新たな仲間づくりを推進するとともに、畜産関係者からの各種相談に対応できる人材を育成するために、協会役職員等を対象にスキルアップを目的とした研修会等に参加するとともに、指導相談窓口を設置する。

(14) 普及広報活動（協会単独事業）

畜産経営技術指導・調査事業等に係る資料の作成・配付や中央畜産会等の優良図書（畜産コンサルタント誌、畜産会経営情報、畜特資金指導情報）の斡旋、紹介、提供を行い普及広報に努める。

4 酪農ヘルパー支援・調査に関する事業

(1) 酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）

（（独）農畜産業振興機構 公募補助事業）

周年拘束性の高い酪農経営を持続的に行うためには、酪農ヘルパーが必要不可欠であることから、酪農ヘルパー利用組合が行う人材育成・確保及び組織運営強化に係る事業費の定額又は1/2を補助する。

また、酪農従事者が病気、事故、出産、忌引き等のため酪農ヘルパーを一定期間継続的に利用した場合に、ヘルパー利用料金の負担軽減のため静岡県酪農ヘルパー傷病時等互助会が行う負担軽減金の交付に対して1/2補助を行う。

(2) ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業（静岡県 補助事業）

(1)の酪農経営安定化支援ヘルパー事業のうち、酪農ヘルパー利用組合の組織運営強化に係る事業費の1/4を補助する。

併せて、傷病時等互助会の負担軽減金の1/4を補助する。

(3) 酪農経営支援総合対策事業（（一社）酪農ヘルパー全国協会 受託事業）

酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るため、酪農ヘルパー利用組合組織の運営体制を調査する。

公 2 公共牧場の管理と後継牛の育成

1 家畜共同育成場管理事業

静岡県が設置した「公の施設」である静岡県家畜共同育成場（天城哺乳場・放牧場）の指定管理者として、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 ヶ年指定を受け、牧場の維持管理業務を行うとともに、県下の酪農家、肉用牛農家から子牛を受け入れ、成牛として預託農家に返すまでの育成業務を行う。

また、県の要請に基づき、静岡県畜産技術研究所が実施する放牧技術等の試験研究に協力するため、預託農家の合意のもと受託牛の一部を研究所に提供(再委託)する。

(1) 家畜育成計画

家畜共同育成場の収容能力及び牧草地の状況を勘案して、農家からの 2 ヶ月齢以上の育成牛を預かり、成牛まで育成する。

利用料金は、県条例に定められている 1 日 1 頭 675 円（税込み）とする。

年間受託計画

(単位：頭)

区 分	受 託 牛			
	哺乳場	放牧場	畜産技術 研 究 所	合計
年間計画受託頭数	170	400	40	610
年間計画育成延頭数	62,050	146,000	14,600	222,650

(2) 家畜共同育成場に併設されたバイオマス利用施設の管理

家畜共同育成場から発生する家畜排せつ物等について、バイオマスプラント及び堆肥化施設で処理し、資源循環モデルの実証展示を行う。

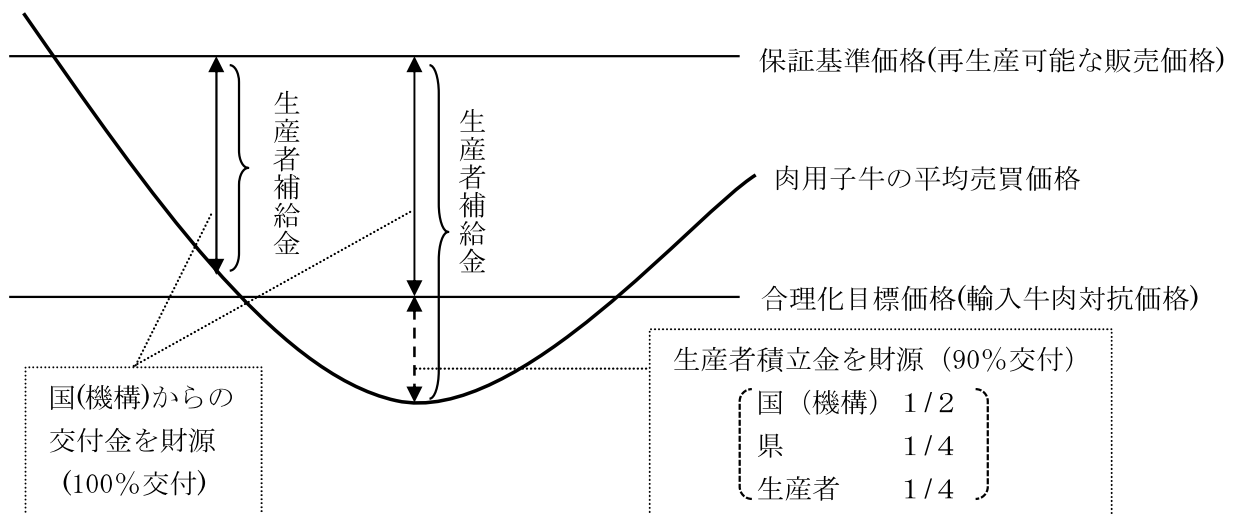
現在、バイオマスプラントが施設の老朽化により発電が困難な状態となっているため、県の指示に従い、プラントについてはモデル施設として施設展示のみを継続し、堆肥化施設は家畜排せつ物処理と資源循環モデルの実証施設として管理運営し適切な機能維持に努める。

3 家畜及び畜産物の価格差補填事業

1 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、国（(独)農畜産業振興機構）、県の補助及び制度に契約する生産者の負担金により造成した生産者積立金を管理し、品種毎の平均売買価格が保証基準価格及び合理化目標価格を下回った場合は、速やかに、生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定と経営の健全な発展を図る。

肉用子牛生産者補給金制度のしくみ



(1) 業務対象年間 令和2年4月1日～令和7年3月31日(第7業務対象年間)

(2) 保証基準価格と合理化目標価格と交付契約予定頭数

品 種	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで		交付契約 予定頭数
	保証基準 価 格	合理化目標 価 格	保証基準 価 格	合理化目標 価 格	
黒毛和種	541,000 円	429,000 円	556,000 円	439,000 円	185 頭
褐毛和種	498,000 円	395,000 円	507,000 円	400,000 円	0 頭
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	320,000 円	253,000 円	325,000 円	256,000 円	15 頭
乳 用 種	164,000 円	110,000 円	164,000 円	110,000 円	110 頭
交 雑 種	274,000 円	216,000 円	274,000 円	216,000 円	990 頭
計					1,300 頭

(3) 生産者積立金単価の負担割合

(単位：円)

品 種	生産者 積立金	内 訳		
		農畜産業 振興機構	静岡県	生産者
黒毛和種	1,600	800	400	400
褐毛和種	6,000	3,000	1,500	1,500
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	18,800	9,400	4,700	4,700
乳用種	6,800	3,400	1,700	1,700
交雑種	3,200	1,600	800	800

(4) 生産者積立金額計画額

(単位：円)

品 種	生産者 積立金	内 訳		
		農畜産業 振興機構	静岡県	生産者
黒毛和種	296,000	148,000	74,000	74,000
褐毛和種	0	0	0	0
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	282,000	141,000	70,500	70,500
乳用種	748,000	374,000	187,000	187,000
交雑種	3,168,000	1,584,000	792,000	792,000
合 計	4,494,000	2,247,000	1,123,500	1,123,500

(5) 販売又は保留の確認

販売年月日、月齢、保留等の確認は、契約肉用子牛を満6ヶ月齢に達した日以降12ヶ月齢に達する日までに販売した場合、又は、12ヶ月齢に達した日以後における保留等において、その都度提出の「販売・保留確認申出書」により行う。

(6) 生産者補給金の交付

農畜産業振興機構から生産者補給交付金の交付を受けた時は、その交付金の金額に相当する金額を、当該契約生産者に交付する。

生産者積立金から交付する生産者補給金は、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額の10分の9の金額を当該契約生産者に交付する。

(7) 制度運営負担金（手数料）

全品種 申込牛1頭当たり 1,000円 計画額 1,300,000円
納付時期 個体登録申込と併せて納付する。

2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

（独）農畜産業振興機構 補助事業

（1）制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な実施体制の確保を図るとともに、肉用子牛生産者補給金の交付事務処理の高度化を図る。

（2）指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を行う指定協会は、基本財産の運用益を制度の運営経費に充当する仕組みとなっているが、近年の金利低下により運用益だけでは、制度の維持が困難となっている。このため、肉用子牛生産者補給金制度を円滑に運営するため、機構より必要な補助金の支援を受ける。

3 和子牛生産者臨時経営支援事業 （独）農畜産業振興機構 補助事業

（1）和子牛生産者臨時経営支援対策

和子牛の価格下落に対応し肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティーネットとして臨時的に措置された事業で、子牛出荷月齢の早期化などの生産に係る合理化目標値を設定し、経営改善に努力した生産者を支援する。

和子牛の平均価格が発動基準価格を下回った場合に、事業参加者に対し、販売頭数に応じて支援交付金（平均価格と発動基準価格との差額の4分の3）を交付する。

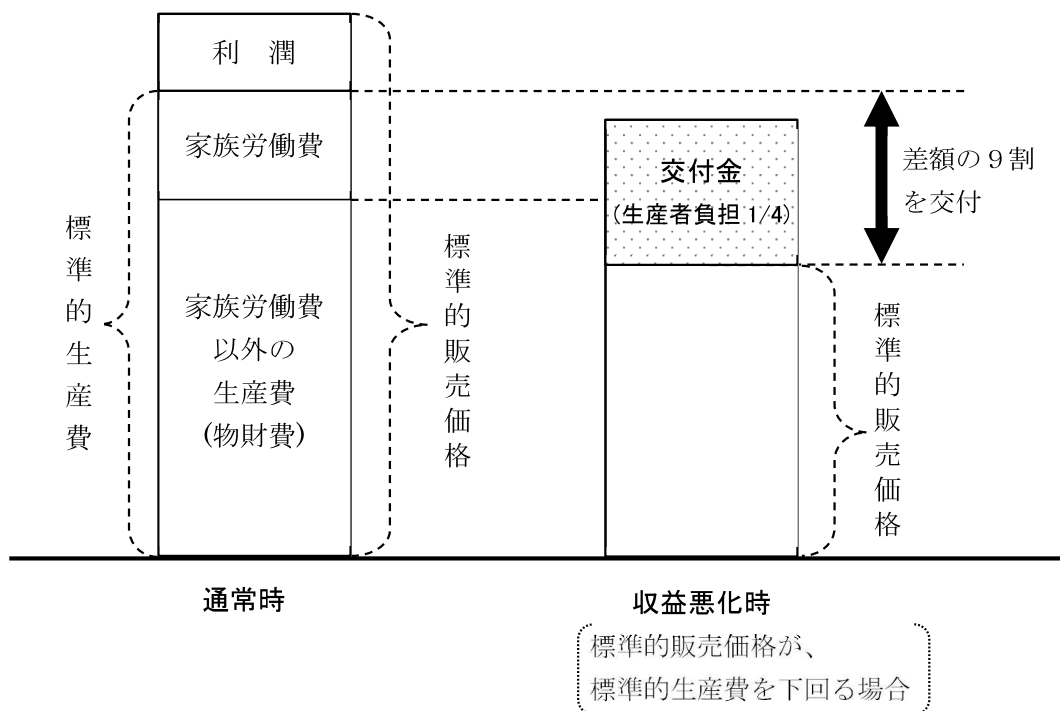
（2）事業の推進指導

和子牛生産者臨時経営支援事業を推進指導し、奨励金の交付事務処理を実施する。

4 肉用牛肥育経営安定交付金制度 (牛マルキン事業)

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和する。

肉用牛肥育経営安定交付金制度のイメージ



(1) 事業の概要

- ① 業務対象年間 : 令和4年4月1日～令和7年3月31日
- ② 交付金負担割合 : 国：生産者＝3：1
- ③ 地域基金造成 : 予め生産者負担金で造成し、事業発動時に交付金の1/4に相当する額を支払う
- ④ 標準的販売価格算定 : 肉専用種は全国10ブロック別算定(本県は関東ブロック)
交雑種及び乳用種は全国算定で計算
- ⑤ 標準的生産費算定 : 肉専用種は都道府県毎に算定
交雑種及び乳用種は全国算定で計算
- ⑥ 交付金算定期間 : 毎月

(2) 契約計画頭数・生産者負担金予定単価・基金造成計画額

品種区分	契約計画頭数(頭)	生産者負担金単価(円/頭)	基金造成計画額(円)
肉専用種	3,500	17,000	59,500,000
交雑種	6,300	19,000	119,700,000
乳用種	200	19,000	3,800,000
計	10,000		183,000,000

(注)・契約計画頭数には、肉用子牛事業からの保留牛1,300頭を含む。

・生産者負担金単価については、令和4年4月8日付け機構理事長公表の令和4年度単価を記載。

(3) 制度運営負担金(手数料)

1頭当たり 肉用子牛事業からの移行は、 300円
新規契約申込は、 1,000円
計画額 9,090,000円
生産者負担金と併せて徴収する。

(4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業 ((独)農畜産業振興機構 受託事業)

牛マルキン制度を円滑に実施するため、機構より委託を受け協会と契約生産者との契約に基づき、事務委託先を経由した個体登録や販売の確認、生産者負担金の請求・受入と地域基金の造成等の業務を実施する。

令和5年度 収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益社団法人 静岡県畜産協会

収支予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益(計)	352,500	267,000	85,500
基本財産運用益振替額	352,500	267,000	85,500
特定資産運用益(計)	731,000	717,000	14,000
特定資産受取利息	13,000	0	13,000
特定資産運用益振替額	108,000	107,000	1,000
事業基金受取利息	610,000	610,000	0
受取会費(計)	6,870,000	6,870,000	0
受取会員費	6,870,000	6,870,000	0
事業収益(計)	159,439,000	161,474,000	△ 2,035,000
家畜共同育成場管理事業(計)	159,439,000	161,474,000	△ 2,035,000
受取家畜共同育成費	150,289,000	150,289,000	0
受取家畜売上	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000
受取家畜共同育成種付	3,550,000	4,125,000	△ 575,000
受取家畜共同育成入退場管理	2,200,000	2,640,000	△ 440,000
受取家畜共同育成予防注射	2,200,000	2,200,000	0
受取家畜共同育成種付証明書	200,000	220,000	△ 20,000
受取補助金(計)	227,707,000	153,623,000	74,084,000
受取交付金(計)	180,202,000	111,080,000	69,122,000
受取機構生産者補給交付金	12,082,000	230,000	11,852,000
受取機構経営安定交付金	168,120,000	110,850,000	57,270,000
農林水産省受取補助金(計)	6,520,000	6,653,000	△ 133,000
受取家畜生産農場衛生対策事業	4,082,000	4,218,000	△ 136,000
受取牛疾病検査円滑化推進対策事業	2,438,000	2,435,000	3,000
機構受取補助金(計)	14,525,000	14,505,000	20,000
受取制度運営適正化事業	4,000,000	3,500,000	500,000
受取指定協会運営体制支援事業	3,400,000	3,400,000	0
受取優良肉用子牛生産推進緊急対策事業	0	0	0
受取和子牛生産者臨時経営支援事業	1,000,000	0	1,000,000
受取和子牛生産者経営支援対策地域推進事業	500,000	0	500,000
受取肉用牛経営安定対策補完事業	1,780,000	1,630,000	150,000
受取家畜防疫互助基金支援事業	0	875,000	△ 875,000
受取酪農経営安定化支援HP事業	3,845,000	5,100,000	△ 1,255,000

収支予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会

全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
全国協会受取補助金（計）	24,500,000	19,425,000	5,075,000
受取畜産振興補助事業	15,000,000	9,500,000	5,500,000
受取畜産特別資金等推進指導事業	250,000	300,000	△ 50,000
受取家畜防疫・衛生指導対策事業	7,335,000	8,070,000	△ 735,000
受取野生獣衛生推進体制促進事業	1,315,000	1,415,000	△ 100,000
受取馬飼養衛生管理特別対策事業	200,000	140,000	60,000
受取馬防疫強化地域推進対策事業	400,000	0	400,000
静岡県受取補助金（計）	1,960,000	1,960,000	0
受取地域畜産振興事業	290,000	290,000	0
受取ふじのくに畜産フェア開催事業	170,000	170,000	0
受取ふじのくに酪農経営安定化支援HP事業	1,500,000	1,500,000	0
受 取 受 託 金（計）	69,140,500	65,924,900	3,215,600
機構受取受託金（計）	7,500,000	6,700,000	800,000
受取肉用牛肥育安定交付金制度事業	7,500,000	6,700,000	800,000
全国協会受取受託金（計）	6,966,500	4,374,900	2,591,600
受取家畜防疫互助基金支援事業	1,401,000	0	1,401,000
受取肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	0	0	0
受取畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	1,660,000	1,560,000	100,000
受取生産基盤拡大加速化事業	550,000	600,000	△ 50,000
受取持続的生産強化対策事業	150,000	200,000	△ 50,000
受取酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業	400,000	500,000	△ 100,000
受取地域畜産支援指導等体制強化事業	2,500,000	1,200,000	1,300,000
受取生産技術情報提供事業	89,000	89,000	0
受取畜産近代化リソース調査等指導事業	182,000	189,000	△ 7,000
受取酪農経営支援総合対策事業	34,500	36,900	△ 2,400
静岡県受取受託金（計）	54,674,000	54,850,000	△ 176,000
受取畜産経営技術指導事業	1,590,000	1,766,000	△ 176,000
受取家畜共同育成場管理事業	53,084,000	53,084,000	0
受 取 積 立 金（計）	57,998,000	39,299,000	18,699,000
受取生産者積立金	263,000	897,000	△ 634,000
受取積立金振替額	56,040,000	36,950,000	19,090,000
受取酪農HP傷病時互助積立金振替額	1,695,000	1,452,000	243,000
受 取 負 担 金（計）	56,742,000	53,287,000	3,455,000
受取予防接種事業負担金	27,400,000	26,288,000	1,112,000
受取死亡獣畜処理円滑化制度維持負担金	11,000,000	8,569,000	2,431,000
受取事務受託金	5,307,000	5,180,000	127,000
受取大家畜振興事業負担金	1,000,000	1,000,000	0
受取ふじのくに畜産フェア開催事業負担金	1,645,000	1,645,000	0

収支予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
受取価格安定制度運営負担金	10,390,000	10,605,000	△ 215,000
受 取 預 り 金 (計)	1,000,000	100,000	900,000
受取家畜防疫互助基金預り金	1,000,000	100,000	900,000
為 替 差 益	0	0	0
雑 収 益 (計)	678,700	81,700	597,000
受取利息	8,700	20,700	△ 12,000
受取配当金	20,000	20,000	0
雑 収 益	650,000	41,000	609,000
経 常 収 益 計	580,658,700	481,643,600	99,015,100
(2) 経 常 費 用			
事 業 費 (計)	567,855,000	471,915,900	95,939,100
生産者補給金	12,082,000	230,000	11,852,000
生産者交付金	224,160,000	147,800,000	76,360,000
役員報酬	3,700,000	3,360,000	340,000
給料手当	25,680,000	25,181,000	499,000
嘱託職員手当	46,681,500	47,326,900	△ 645,400
非常勤職員手当	1,529,000	1,931,000	△ 402,000
賞与引当金繰入額	1,032,000	1,003,000	29,000
退職給付費用	2,576,500	2,605,000	△ 28,500
福利厚生費	9,566,245	10,234,000	△ 667,755
会議費	606,500	713,000	△ 106,500
旅費交通費	2,426,700	2,555,000	△ 128,300
通信運搬費	1,859,000	2,007,000	△ 148,000
減価償却費	5,225,000	5,983,000	△ 758,000
消耗什器備品費	60,000	160,000	△ 100,000
消耗品費	154,969,800	147,773,000	7,196,800
修繕費	10,315,000	10,504,000	△ 189,000
印刷製本費	1,474,000	1,608,000	△ 134,000
光熱水料費	8,826,000	6,728,000	2,098,000
賃借料	2,597,000	2,667,000	△ 70,000
保険料	1,675,000	1,373,000	302,000
諸謝金	4,839,350	4,932,000	△ 92,650
租税公課	8,753,000	7,863,000	890,000
支払負担金	2,507,000	2,423,000	84,000
支払助成金	19,488,000	20,734,000	△ 1,246,000
支払寄付金	0	0	0
委託費	14,821,000	13,754,000	1,067,000
有価証券運用損	0	0	0

収支予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
為替差損	0	0	0
雑 費	405,405	468,000	△ 62,595
管 理 費(計)	10,303,700	9,627,700	676,000
役 員 報 酬	545,000	545,000	0
給 料 手 当	750,000	750,000	0
嘱託職員手当	3,900,000	3,270,000	630,000
非常勤職員手当	0	0	0
退 職 給 付 費 用	100,000	100,000	0
福 利 厚 生 費	770,000	781,000	△ 11,000
会 議 費	500,000	300,000	200,000
旅 費 交 通 費	400,000	300,000	100,000
通 信 運 搬 費	150,000	200,000	△ 50,000
減 価 償 却 費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消 耗 品 費	110,000	235,000	△ 125,000
修 繕 費	10,000	10,000	0
印 刷 製 本 費	250,000	300,000	△ 50,000
光 熱 水 料 費	100,000	100,000	0
賃 借 料	250,000	250,000	0
保 險 料	130,000	130,000	0
諸 謝 金	1,600,000	1,600,000	0
租 税 公 課	200,000	200,000	0
支 払 負 担 金	450,000	456,000	△ 6,000
支 払 助 成 金	0	0	0
支 払 寄 付 金	0	0	0
委 託 費	0	0	0
有価証券運用損	0	0	0
為替差損	0	0	0
雑 費	88,700	100,700	△ 12,000
負担金資産振替額(計)	1,500,000	0	1,500,000
死亡獣畜処理制度維持負担金資産振替額	1,500,000	0	1,500,000
預 り 支 出 (計)	1,000,000	100,000	900,000
互助基金預り金支出	1,000,000	100,000	900,000
経 常 費 用 計	580,658,700	481,643,600	99,015,100
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0

収支予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
受取積立金振替額 (計)	0	158,000,000	△ 158,000,000
受取積立金振替額	0	158,000,000	△ 158,000,000
経常外収益計	0	158,000,000	△ 158,000,000
(2) 経常外費用			
支払返戻金 (計)	0	158,000,000	△ 158,000,000
支払積立金返戻金	0	158,000,000	△ 158,000,000
経常外費用計	0	158,000,000	△ 158,000,000
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	122,876,750	122,876,750	0
一般正味財産期末残高	122,876,750	122,876,750	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金 (計)	3,370,500	3,799,500	△ 429,000
受取機構生産者積立金補助金	2,247,000	2,533,000	△ 286,000
受取県生産者積立金補助金	1,123,500	1,266,500	△ 143,000
受取積立金 (計)	184,123,500	100,266,500	83,857,000
受取生産者積立金	184,123,500	100,266,500	83,857,000
基本財産運用益 (計)	352,500	267,000	85,500
基本財産受取利息	352,500	267,000	85,500
特定資産運用益 (計)	135,200	134,200	1,000
特定資産受取利息	26,700	26,700	0
機構受取利息	0	0	0
県受取利息	0	0	0
生産者受取利息	500	500	0
寄託金受取利息	108,000	107,000	1,000
基金取崩額 (計)	56,040,000	194,950,000	△ 138,910,000
生産者積立金取崩額	0	0	0
生産者積立準備金取崩額	0	0	0
特別の積立金取崩額	0	0	0
地域基金取崩額	56,040,000	194,950,000	△ 138,910,000

収支予算書

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

公益社団法人 静岡県畜産協会
全会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
寄託金取崩額	0	0	0
基金繰入額 (計)	△ 187,521,200	△ 104,093,200	△ 83,428,000
生産者積立金繰入額	△ 4,497,500	△ 5,069,500	572,000
生産者積立準備金繰入額	△ 500	△ 500	0
特別の積立金繰入額	△ 11,100	△ 11,100	0
償還円滑化積立金繰入額	△ 100	△ 100	0
地域基金繰入額	△ 183,012,000	△ 99,012,000	△ 84,000,000
一般正味財産への振替額 (計)	△ 56,500,500	△ 195,324,000	138,823,500
一般正味財産への振替額	△ 56,500,500	△ 195,324,000	138,823,500
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	151,940,000	151,940,000	0
指定正味財産期末残高	151,940,000	151,940,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	274,816,750	274,816,750	0